

令和2年白老町議会定例会7月会議会議録

令和2年7月31日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 3時20分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員長報告
 - 第 3 行政報告について
 - 第 4 議案第 1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第3号）
 - 第 5 議案第 2号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 6 議案第 3号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
 - 第 7 議案第 4号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
 - 第 8 議案第 5号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
 - 第 9 報告第 1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
-

○会議に付した事件

- 議案第 1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第3号）
 - 議案第 2号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 3号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
 - 議案第 4号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
 - 議案第 5号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
 - 報告第 1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
-

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君 | 2番 広地紀彰君 |
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君 |
| 11番 及川保君 | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君 |
-

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

11番 及川 保 君 12番 長谷川 かおり 君
13番 氏家 裕治 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 田 安 彦 君
副 町 長	古 俣 博 之 君
副 町 長	竹 田 敏 雄 君
教 育 長	安 藤 尚 志 君
総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
財 政 課 長	大 黒 克 巳 君
企 画 課 長	工 藤 智 寿 君
経 済 振 興 課 長	富 川 英 孝 君
農 林 水 産 課 長	三 上 裕 志 君
生 活 環 境 課 長	本 間 力 君
町 民 課 長	岩 本 寿 彦 君
税 務 課 長	大 塩 英 男 君
上 下 水 道 課 長	本 間 弘 樹 君
建 設 課 長	下 河 勇 生 君
健 康 福 祉 課 長	久 保 雅 計 君
子 育 て 支 援 課 長	渡 邊 博 子 君
高 齢 者 介 護 課 長	山 本 康 正 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	池 田 誠 君
消 防 長	笠 原 勝 司 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
アイヌ総合政策課長	笹 山 学 君
経 済 振 興 課 参 事	白 杵 誠 君

○職務のため出席した事務局職員

事 局 長	高 橋 裕 明 君
書 記	村 上 さやか 君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日、7月31日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会7月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により、議長において、11番、及川保議員、12番、長谷川かおり議員、13番、氏家裕治議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和2年白老町議会定例会は、9月30日まで休会ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中に関わらず議事の都合により7月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、令和2年定例会7月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして、令和2年度の一般会計の補正予算1件、条例の一部改正1件、規約変更3件、報告1件の計6件であります。

担当課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

これらのことから、7月会議の再開は本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和2年白老町議会定例会7月会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。はじめに、民族共生象徴空間ウポポイの開業についてであります。

アイヌ文化の復興、発展を図るため、新たな拠点として整備が進められたウポポイにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2度にわたり開業が延期されておりましたが、去る7月12日に万全の感染対策を講じた中開業を迎えることができました。感染対策として、平日は2,000人、休日は2,500人とウポポイへの入場制限を設けての開業となりましたが、7月26日現在1万9,864人の方々にお越しいただき、アイヌ文化の素晴らしさに触れていただいたところです。これまでウポポイの施設整備や開業準備に御尽力をいただいた多くの方々に対しまして心より敬意を表すものであります。これからは、地域一丸となってウポポイを応援していくため、町民の方々に対して年間パスポートを発行するなど、町民と共にアイヌ民族の歴史と文化の理解に努め、来訪者におもてなしの心でアイヌ文化の魅力発信を行い、地域経済の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、要望活動報告についてであります。6月26日に白老町議会議長とともに、北海道総合政策部地域行政局長及び市町村課に対して、町立病院改築基本計画（素案）の提示に伴う状況報告を行い、早期改築を目指す本町の取組姿勢への理解促進を図るとともに、今後の改築整備事業の円滑な実施に向けて要望したものであります。今後も町立病院の早期改築と円滑な実施に向けて、関係機関への要望活動を継続してまいります。なお、本7月会議には議案5件、報告1件の提案を申し上げますので、よろしくご審議を賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告は終わります。

◎議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第3号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議案第1号、議1-1でございます。令和2年度白老町一般会計補正予算（第3号）でございます。

令和2年度白老町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億4,701万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ127億1,671万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年7月31日提出。白老町長。

次に2ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正。1、歳入、3ページに歳出に

つきましては、記載のとおりでございますので説明は省略をさせていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の説明をさせていただきます。歳出から説明いたします。

10ページをお開きください。内容に入る前に、このたびの補正予算は新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、国の臨時交付金を活用した事業予算が主なものでございますが、事業の詳細は議案説明後に担当課長から別紙の個別資料にて説明いたしますので、私の説明は簡潔にさせていただくことをご了承願います。また、交付金事業の説明で財源として一般財源を充当するという事業がございます。この一般財源分は、国の1次補正予算額の交付を留保されている国庫補助事業の地方負担分3,000億円からの交付分を見込み、充当する予定であります。しかしながら、現時点では金額が未定であることから、このたびは一般財源として計上するものであり、その財源は財政調整基金から繰入れることとさせていただきます。それでは、事業の説明に入らせていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費、(1)庁舎管理経費86万9,000円の増額補正でございます。役場庁舎1階、男子トイレの小便器排水トラップの破損による、汚水の漏洩で悪臭や虫が発生していることから、これを改修するための工事費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続いて、(2)役場窓口衛生対策事業(交付金事業)455万4,000円の新規計上でございます。

本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、役場庁舎1階の窓口カウンターに、飛沫防止用仕切り板を設置する工事費を計上するものであります。財源は国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当いたします。なお、今後の説明におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地方創生臨時交付金と省略させていただきますのでご了承願います。

続きまして、9目企画調整費、(1)関係人口創出・拡大事業(交付金事業)147万1,000円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、地域経済の活性化等に資するため、ふるさと納税ホームページの強化やPRチラシの政策などの委託経費のほか、スマートフォンなどで利用できるコミュニケーションアプリのLINEのアカウント運用業務の委託経費を計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

続きまして、3款民生費、1項6目総合保健福祉センター管理運営費、(1)公共的空間安全安心確保事業(交付金事業)283万8,000円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、総合保健福祉センターいきいき4・6内トイレの手洗水栓を感知機能自動水栓に改修するための工事費を計上するものでございます。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。(2)総合保健福祉センター窓口衛生対策事業(交付金事業)205万7,000円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、いきいき4・6内の窓口カウンターに飛沫防止用仕切り板を設置する工事費を計上するものでございます。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

続きまして、13ページです。7目福祉館費、(1)公共的空間安全安心確保事業(交付金事業)50万6,000円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、北吉原ふれあいプラザ内トイレの手洗水栓を感知機能自動水栓に改修するための工事費を計上するもの

でございます。

次に8目アイヌ施策推進費、(1)公共的空間安全安心確保事業(交付金事業)183万5,000円の新規計上でございます。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として町内の生活館4か所において、施設内トイレの手洗水栓を感知式の自動水栓に改修するための工事費を計上するもので、財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

続きまして、2項1目児童福祉総務費、(1)放課後児童対策事業経費3万3,000円の増額補正でございます。萩野小学校児童クラブ教室の引き戸錠の不良により、交換するための修繕料を増額するもので、財源は一般財源であります。(2)新生児育成支援事業(交付金事業)500万円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、国の特別定額給付金の横出し事業を実施することとし、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した子供50人分を見込み、1人当たり10万円を給付するものでございます。(3)オンライン相談支援事業(交付金事業)83万3,000円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世代包括支援センター及び子育てふれあいセンターにおいて、オンラインによる子育て相談などを行う環境を整えるため、パソコン等の備品購入費などを計上するものであります。財源は子ども・子育て支援交付金の国庫支出金27万7,000円、道支出金27万7,000円、残りの27万9,000円は一般財源を充当いたします。

続きまして、次のページです。4款環境衛生費、1項1目地域保険費、(1)オンライン相談支援事業(交付金事業)88万9,000円の新規計上でございます。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、いきいき4・6においてオンラインによる母子健康相談などを行う環境を整えるため、パソコン等の備品購入費などを計上するものであります。財源は国庫支出金の母子保健衛生費補助金が44万4,000円、残りの44万5,000円は一般財源を充当いたします。

次に、2目健康づくり費、(1)オンライン相談支援事業(交付金事業)70万6,000円の新規計上でございます。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、いきいき4・6において、オンラインによる自殺予防につながるこころの健康相談などを行う環境を整えるため、パソコン等の備品購入費などを計上するものであります。財源は道支出金の北海道地域自殺対策研究強化推進事業補助金が事業費の2分の1の35万3,000円、地方創生臨時交付金7万1,000円、一般財源28万2,000円を充当いたします。

続きまして、2項3目火葬場費、(1)白老葬苑衛生環境改善事業(交付金事業)1,162万7,000円の新規計上でございます。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、施設内トイレの洋式化、内装の乾式化及び手洗水栓を感知式の自動水栓に改修するための工事費を計上するもので、財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

続きまして、3項2目塵芥処理費、(1)環境衛生センター運営経費19万2,000円の増額補正でございます。環境衛生センターで使用しているブルドーザーのエンジンのオイル漏れを修理するための修繕料を増額するもので、財源は一般財源でございます。(2)環境衛生センターホイールローダー更新事業1,210万円の新規計上であります。当該車両は当センターにおいて、最終処分場の管理や廃棄物の搬送及び施設内除雪等に使用しているもので、現在の車両は昭和58年に購入したものでございます。現在、購入当時のメーカーが存在せず、部品交換が困難な

中であって、老朽化によるアームの劣化などにより業務に支障を来していることから新たに購入するものでございます。財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金1,090万円、一般財源は120万円を充当いたします。なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、今年度予定の小学校コンピューター教室・パソコン更新事業を凍結し、新型コロナウイルス感染症対策によるタブレット端末整備事業に振替えることとし、事業費を減額するとともに、当該交付金1,950万円を減額することからこれをホイールローダー更新事業に充当替えするものでございます。

続きまして、5款労働費、1項1目労働諸費、(1) コロナ失業者等対策事業(交付金事業)85万5,000円の新規計上でございます。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、失業者や求職者の雇用や労働の機会を設けるため、感染予防対策を講じながら合同企業説明会を実施するための経費を計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

(2) 労働者休業支援事業(交付金事業)100万円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、国の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金給付金を受給した方に対し、10万円を限度として上乗せ支援するための経費を計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

続きまして、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、(1) 1次産業事業者経営支援事業(交付金事業)643万2,000円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、20%以上の減収となった農業事業者に対し、安定的な経営及び事業の維持継続を図るため5万円または10万円を給付することとし、苫小牧広域農業協同組合に対し事務費を含め補助経費を計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。(2) 1次産業事業者経営持続化対策事業(交付金事業)240万円の新規計上でございます。

本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、20%以上の減収となった農業事業者に対して経営を持続化させるため、固定的な経費等を含め今後の事業継続経費の一部を支援することとし、苫小牧広域農業協同組合に対し補助経費を計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。次に19ページになります。4目畜産業費、(1) 白老牛消費拡大推進経費50万円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度予定されていた白老牛肉まつりが中止になったことから、補助金の全額を減額するものであります。財源は一般財源の減となります。

2項1目林業振興費、(1) 1次産業事業者経営支援事業(交付金事業)94万8,000円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、20%以上の減収となった林業事業者に対し、安定的な経営及び事業の維持継続を図るため5万円または10万円を給付することとし、苫小牧広域農業協同組合に対し事務費を含め補助経費を計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。(2) 1次産業事業者経営持続化対策事業(交付金事業)43万円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、20%以上の減収となった林業事業者に対し、経営を持続化させるため、固定的な経費等を含め今後の事業継続経費の一部を支援することとし、苫小牧広域農業協同組合に対し補助経費を計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

次に、3項1目水産振興費、(1) 1次産業事業者経営支援事業(交付金事業)1,185万7,000円

の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、20%以上の減収となった漁業者に対し、安定的な経営及び事業の維持継続を図るため5万円または10万円を給付することとし、胆振中央漁業協同組合に対し事務費を含め補助経費を計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。(2) 1次産業事業者経営持続化対策事業(交付金事業)450万円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、20%以上の減収となった漁業者に対し経営を持続化させるため固定的な経費等を含め、今後の事業継続経費の一部を支援することとし、胆振中央漁業協同組合に対し補助経費を計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

続きまして、20ページになります。7款商工費、1項1目商工振興費、21ページの(1) 中小企業等経営持続化対策事業(交付金事業)1,693万5,000円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、20%以上の減収となった中小企業等に対し経営を持続化させるため、固定的な経費等を含め今後の事業継続経費の一部を支援することとし、白老町商工会に対し事務費を含め補助経費を計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。(2) コロナ特別対応型小規模事業者支援事業(交付金事業)125万円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受ける小規模事業者が、国の小規模事業者持続化補助金を活用して、販路拡大等に取り組む事業者に対し上乘せ助成を行うもので、白老町商工会に対し事務費を含め補助金として計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。(3) 新しい生活様式実践普及事業(交付金事業)1,091万7,000円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止対策のための環境を整備し、新北海道スタイルを実践する中小企業者等に対し経営の一部を補助するもので、白老町商工会に対し事務費を含め補助金として計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

次に、2項1目観光対策費、(1) 観光客誘客推進事業100万円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度予定されていた第16回源泉かけ流し全国温泉サミットが中止となったことから、補助金の全額を減額するものであります。財源は一般財源の減となりますが、財政調整基金の寄付分100万円を繰入れしていることから、財政調整基金繰入金の減となります。(2) ポロトミンタラ感染拡大防止事業(交付金事業)225万5,000円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、白老駅北観光インフォメーションセンター入り口にサーモグラフィー検温システムを設置するための経費を計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

続きまして、次のページになります。10款教育費、2目事務局費、(1) 教育委員会事務局経費1万5,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度予定されていた、ことばを育てる親の会活動事業が中止となったことから、補助金の全額を減額するものです。財源は一般財源の減となります。

4目指導構成費、(1) 教職員研修経費57万円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度予定されていた白老町教育研究会が中止となったことから、補助金の全額を減額するものであります。財源は一般財源の減となります。

5目諸費、(1) タブレット端末整備事業(交付金事業) 5,643万円の新規計上でございます。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、児童生徒に対し一人1台、さらに教師用として100台のタブレット端末を整備するための備品購入費を計上するものであります。財源は国庫支出金の公立学校情報機器整備費補助金が2,439万円、地方創生臨時交付金は3,204万円を充当いたします。(2) 校内ネットワーク環境整備事業(交付金事業) 2,066万3,000円の新規計上でございます。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、児童生徒に対し一人1台のタブレット端末整備に合わせて、端末の充電保管庫の購入及び校内LAN整備のための委託料を計上するものであります。財源は国庫支出金の公立学校情報通信ネットワーク環境整備費補助金が1,033万1,000円、地方創生臨時交付金206万8,000円、一般財源826万4,000円を充当いたします。(3) GIGAスクールサポーター配置事業(交付金事業) 101万9,000円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、学校でのICT環境整備などをサポートするため、専門的な知識を有する人員を配置するための委託料を計上するものであります。財源は国庫支出金の公立学校情報機器整備費補助金が2分の1の50万9,000円、地方創生臨時交付金10万3,000円、一般財源40万7,000円を充当いたします。(4) 学習環境支援対策事業(交付金事業) 1,200万円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、各小中学校に移動式エアコンを配置するほか、180万円を限度に網戸や非接触型体温計など、感染症対策等に必要な物品や備品をそれぞれ整備する経費を計上するものでございます。財源は国庫支出金の学校保健特別対策事業費補助金が2分の1の600万円、残り600万円は一般財源となります。

2項1目学校管理費、(1) 小学校コンピューター教室・パソコン更新事業2,255万円の減額補正でございます。今年度に予定していたパソコンの更新事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒全員へのタブレットを配置することとし、パソコンの更新を取りやめることとしたことから、全額を減額するものであります。財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金が1,950万円の減、一般財源が305万円の減となります。

続きまして、25ページです。(2) 小学校コンピューター教室周辺整備事業198万6,000円の減額補正であります。ただいま説明いたしましたパソコン更新事業の取りやめにより、本事業につきましても取りやめることとし、全額を減額するものであります。財源は全額ふるさと元気応援給付金繰入金の減となります。

3項中学校費、1目学校管理費、(1) 白翔中学校衛生対策事業(交付金事業) 9,711万円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、トイレの洋式化へ改修する経費を計上するものであります。財源は国庫支出金の学校施設環境改善交付金が配分基礎額の3分の1で2,411万9,000円、地方創生臨時交付金2,689万6,000円、一般財源4,609万5,000円を充当いたします。

4項1目社会教育総務費、(1) イベント等開催感染拡大防止事業(交付金事業) 188万2,000円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、イベント等での感染予防のための、非接触型検温システム5台及びベルトパーテーションなどの備品購入費を計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

2目公民館費、(1) 公共的空間安全安心確保事業(交付金事業) 4,273万5,000円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、白老コミュニティーセンター内のトイレの洋式化、内装の乾式化及び手洗水栓を感知式の自動水栓に改修するための工事費を計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

27ページになります。5項2目体育施設費、同じく(1) 公共的空間安全安心確保事業(交付金事業) 3,650万9,000円の新規計上であります。本事業は新型コロナウイルス感染症対策として、総合体育館及び柔剣道場内のトイレの洋式化、内装の乾式化及び手洗水栓を感知機能自動水栓に改修するための工事費を計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

以上で、歳出の説明は終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明に入らせていただきます。4ページにお戻りください。主な歳入でございますが、16款国庫支出金、2項6目特定防衛施設周辺整備調整交付金でございます。小学校コンピューター教室・パソコン更新事業の取りやめにより、財源としていた交付金1,950万円を減額するとともに、新たに環境衛生センターホイールローダー更新事業に1,090万円を充当することから860万円が減額となります。これについては今後新たな事業に充当する予定であります。

続きまして6ページをお開きください。中段、20款の繰入金でございます。繰入金の10目財政調整基金繰入金であります。繰入金でございますが、6,077万2,000円の計上になってございます。新型コロナ対策交付金事業の一般財源分6,177万2,000円を繰入れるとともに、このたびの観光客誘客推進事業の減額補正に伴い、寄付分としていた100万円を繰戻しするものであります。

次に、21款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金184万1,000円の減額補正であります。このたびの補正予算における一般財源の超過分を減額するものであります。このことにより、繰越金の留保額4億3,136万6,000円となるものであります。

○議長(松田謙吾君) 全員協議会からの変更点及びこれまでの進捗状況についてご説明願います。

工藤企画課長。

○企画課長(工藤智寿君) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業追加資料についてご説明させていただきます。

議案の中の後ろから7ページ目辺りになるかと思いますが、そちらをお開きください。それでは資料1を御覧ください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、過日、議会全員協議会において事業概要等を説明させていただきましたが、全員協議会とこのたびの議案について変更がございましたのでご説明させていただきます。

変更点は2点でございます。1点目は、労働者生活資金支援事業でございます。この事業につきましましては、北海道社会福祉協議会が生活福祉資金(緊急小口資金)として10万円の貸付を行う制度に対しまして、貸付を受けた方に町の独自給付として上限5万円の支援を行うことと想定していましたが、償還開始時点において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の方に対しては償還免除が予定されており、また償還までの据え置きが1年可能であるため、返済が

令和3年4月以降と予測されることから、今後の推移により再検討することとしたものでございます。このことから、このたびは見送りとさせていただきます。

次に、2点目の中小事業者等上下水道料金支援事業についてであります。当初、中小企業等緊急経営支援事業等の前年同月比20%以上減収した事業者に対し、上下水道料金3か月相当分の支援金を想定していましたが、業種や事業形態等によって負担となる固定費に違いが生ずることを鑑み、対象者を拡大した上で固定的な経費等を含めた今後の事業継続に要する費用の一部を支援金として一律給付することにより、経営継続を支援する事業内容に見直したものであり、これまでの支援金の上乗せ追加支援をするものであります。なお、見直し後の事業については中小企業等経営持続化対策事業、1次産業事業者経営持続化対策事業の農業事業者、林業事業者、漁業者の計4本の事業となるものであります。

次に、資料2の1を御覧ください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業（6月補正）の進捗状況についてご説明させていただきます。6月補正につきましては6月19日に議決をいただいたものでございますが、予算額は計16事業、合計1億496万4,000円となっており、進捗状況としましては感染予防のためのマスクやアルコール消毒のほか、グローブ、防護品等の購入については随時実施し配布等を行っているところでありますが、一部の商品については不足している物があり納品が遅れている物もあるという状況となっております。

また、子育て世代応援商品券事業については8月3日から配布予定となっているほか、プレミアム付商品券発行事業については8月6日から販売開始予定となっております。小規模事業者等経営支援事業については7月1日から受付を開始し、7月15日現在、10万円給付対象の減収率20%から50%未満が9件で90万円、5万円給付対象の減収率50%以上又は北海道の休業要請事業者が17件85万円であり、合計26件175万円の支援給付となっております。

次に、資料2の2を御覧ください。新型コロナウイルス感染症対応に係る補正予算（4月補正）の進捗状況についてご説明させていただきます。4月補正につきましては4月30日に議決をいただいたものであります。新型コロナウイルス感染症対応中小企業等緊急経営支援事業や国の新型コロナウイルス感染症対策特別定額給付金事業等で、予算額につきましては5事業合計17億1,126万3,000円となっております。進捗状況としましては中小企業等緊急経営支援事業については商工会において申請を受け付け、法人26件、20万円の支援対象となりますので26件で合計520万円、個人事業者10万円の給付対象となっておりますが、こちらが75件合計750万円、両方を合わせまして合計1,270万円の給付を完了しているものであります。また、定額給付金事業につきましては7月22日時点で1万6,246人、98.4%の給付を完了しておりますが、申請締切が8月20日までとなっていることから、未申請者に対し申請の奨励を実施しており、給付を希望する町民に確実に給付がされるよう引き続き取り組んでいくものでございます。

次に、資料2の3を御覧ください。新型コロナウイルス感染症対応に係る補正予算（3月補正）の進捗状況についてご説明させていただきます。3月補正につきましては3月26日に議決をいただいたものであります。新型コロナウイルス感染症対策保育環境強化支援事業については町内3認定こども園から交付申請をいただき、5月18日に補助金を支出しマスクや消毒液、ハンドソープ、空気清浄機、子供達の感染

防止に努めたところであります。また、新型コロナウイルス感染症対策経営安定化事業については、中小企業が制度資金の融資を受ける際に必要な信用保証料に対し補助金を交付するものであり、これまで6件、50万9,750円の補助金を交付したものであります。

次に資料3を御覧ください。セーフティネット等の実績と持続化給付金の件数についてであります。セーフティネット等の認定状況につきましては合計98件であります。また、持続化給付金の相談対応件数等につきましては合計103件となっております。なお、これらの件数につきましては商工会の集計であり、いずれも7月15日現在のものがございます。また、1次産業者の持続化給付金の申請につきましては漁業者が80件の申請であり、農林事業者につきましては申請されている状況と伺っておりますが、件数につきましては集計されていない状況となっております。

次に、資料4を御覧ください。公共施設の利用人数についてであります。調査の基準日は、7月17日現在で36施設の利用状況を令和元年度と比較しまして、4月が1万111人、対前年比マイナス1万9,565人、増減率マイナス65.9%、5月が4,293人、対前年比マイナス2万1,151人、増減率マイナス83.1%、6月が2万54人、対前年比マイナス3,080人、増減率マイナス13.3%、7月が1万9,528人、対前年比マイナス1万136人、増減率マイナス34.2%となっているものがございます。

最後に、このたびの国の2次補正予算におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、医療体制の強化や医療従事者に対する支援を含む新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金がございますが、北海道が事業主体となり今後においては申請手続等詳細な内容が示される予定となっておりますので、そのときにまた議会にお示ししてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 個別事業説明でナンバー1から31まで順次説明願います。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） ナンバー1、役場窓口衛生対策事業についてご説明させていただきます。役場庁舎における感染対策を講じる必要があることから、役場庁舎1階の窓口カウンターを中心として飛沫感染防止用の仕切り板を設置するという事業でございます。金額については455万4,000円でございます。事業概要についてですが、町民課の窓口と税務課の窓口、そして金融機関、会計室のところの窓口のカウンターの部分でございます。仕切り板の枚数は大体21枚くらいになりまして、長さでいうと全部合わせて16メートルぐらいの工事になります。それと事業費の内訳でございますけれども、工事費455万4,000円でございます。全員協議会的时候には600万円ということでお示ししていたのですが、仕切り板の仕様等見直しをいたしまして150万円程度減額した状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） ナンバー2、事業名は関係人口創出・拡大事業でございます。事業費につきましては147万1,000円でございます。事業目的につきましては、ふるさと納税寄附者とのつながりを持ち続ける環境を整備し、積極的な情報発信により本町に対する理解と関心を深めること、並びに白老町への2地域居住や完全移住につなげていくとともに、寄附件数の

増により町内返礼品取扱事業者の販路拡大に寄与することを目的としているものでございます。

事業概要でございます。3点ございます。1点目、ホームページにおける事業者PRの強化でございます。返礼品取扱事業者特集ページをホームページ内に設け、代表者のこだわりや従業員の姿をインタビュー取材等をとおしまして、返礼品に対する安心感、事業者に対する好感度を高めることで付加価値の向上を図ってまいりたいということでございます。2点目が寄附者との関係づくりでございます。ふるさと納税PRに係るLINE公式アカウントを取得・運用し友だち登録者に対して、ふるさと納税に係る返礼品や使い道、白老町の地域・観光情報などを定期的に発信することにより継続的な関心、つながりを持ち続けることを目指すものでございます。3点目、来町者向けのPR強化事業でございます。町内の商業・観光施設等において、特設サイトやLINEの友だち登録に直接接続するQRコード入りのポスターやチラシ、ポップなどを設置・配布し、新たなつながりを持つことで関心度を高め、来町者との関係強化を図るものでございます。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ナンバー3、ナンバー4の事業についてご説明させていただきます。公共的空間安全安心確保事業でございます。事業目的は、トイレ手洗い水栓を非接触型の自動水栓化とすることで、新型コロナウイルス感染症拡大防止をはじめ衛生の強化を図るものでございます。事業の概要としましては、いきいき4・6の水栓を自動水栓化するもので15か所としております。先日の説明では17か所ということでございましたが、現地の確認によりまして見直したところ15か所としております。もともと350万円で計上していましたが、それらの積算見直し等に伴いまして283万8,000円の計上とさせていただきます。

事業の効果といたしましては、施設を利用する町民の方及び業務を担当する職員の感染予防に寄与するものでございます。

続きまして、ナンバー4でございます。総合保健福祉センター窓口衛生対策事業でございます。こちらにつきましては、多くの町民の方や不特定多数の方が利用する総合保健福祉センターにおいて、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止策を講じる必要があることから、各窓口に飛沫感染防止用の仕切り板を設置するものでございます。施工の箇所としましては健康福祉課、高齢者介護課、子育て支援課、また社会福祉協議会、こちらの窓口に対して先ほど総務課長からも説明がありましたように、飛沫感染防止のために仕切り板を設置するものでございます。こちらの事業費につきましては当初250万円としていましたが、精査の結果205万7,000円で計上させていただきます。事業の効果といたしましては、各種相談・申請を行う町民の方及び業務を担当する職員の感染予防に寄与するものでございます。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） ナンバー5、公共的空間安全安心確保事業でございます。ただいまのナンバー3の事業と同様に非接触式自動水栓に改修ということで、新型コロナウイルス感染防止、衛生面の強化を図るものであります。事業概要でございますが、北吉原ふれあいプラザの自動水栓化3か所でございます。事業費の内訳につきましては50万6,000円となっております。

ります。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） ナンバー6、公共的空間安全安心確保事業についてご説明させていただきます。事業の目的は、先ほどの事業と同様トイレ手洗い水栓を非接触式の自動水栓に改修することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止をはじめ衛生の強化を図るものでございます。実施施設につきましては、町内の主要避難拠点となっております社台、萩野、竹浦、虎杖浜の4生活館、実施箇所は14か所となっております。事業費は183万5,000円、事業効果は新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止となっております。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） ナンバー7とナンバー8をご説明いたします。まず、ナンバー7、新生児育成支援事業です。事業費は500万円で全額臨時交付金を充当いたします。この事業は国の特別定額給付金の横出し事業として実施するものでございまして、新たな生活様式を進める中で出産し子育てしている世帯に対して、係る経費の負担を軽減し生活支援をするための給付を行うものでございます。事業概要です。給付対象者は令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し白老町に住民登録した子供です。受給者は給付対象となる子供の保護者となります。給付額は給付対象の子供一人につき10万円でございます。給付対象例は全員協議会でもご説明申し上げました内容で変更はありません。事業費内訳として、4月28日から3月31日までに出生する子供を50人と見込んで500万円としているところであります。

続きまして、ナンバー8、オンライン相談支援事業です。事業費は83万3,000円、財源の内訳ですが、子ども子育て支援交付金の国と北海道の負担55万4,000円、27万9,000円につきましては、国庫補助事業の地方負担分を充当する予定であります。この事業は、子育て世代包括支援センター及び子育てふれあいセンターでの相談対応と、オンライン会議による関係機関との連携調整等を行うということを目的としてございます。事業概要です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を目的とし、テレビ電話を活用した相談支援やオンライン会議による関係機関との連携・調整等を行うため、タブレット端末の導入などによる環境整備を行います。

今回、子ども子育て支援交付金の交付対象の事業として、この事業が追加されたことから、この交付金を活用し環境整備を行うものでございます。事業内訳としまして、それぞれの施設のタブレット端末購入に係る経費として備品購入費79万2,000円、包括支援センターのWi-Fi環境を強化するため、端末を設置することから、その登録手数料等の役務費、4万1,000円で合計83万3,000円と見込んでございます。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ナンバー9、ナンバー10のご説明をさせていただきます。オンライン相談支援事業でございます。当初全員協議会で2つの事業を合わせまして180万円という計上を予定していましたが、事業の精査によりまして159万5,000円となっております。まず、事業目的でございます。妊産婦や母子健康相談のオンライン相談支援事業でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で妊産婦は日常生活を制約され

自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活している状況であります。また、今後感染が拡大する可能性もあり、外出することに対して危機感を持っている方もいらっしゃるので、そういった方の不安を少しでも解消するためにこの事業を行うものでございます。内容としましては、オンラインによる保健指導等を実施するものでありまして、両親学級や各種相談を行う予定となっております。事業の手法としましては、保健師や管理栄養士が担当となって自宅でも受けられるようオンラインでの相談窓口を開設いたします。内容といたしましては、妊娠中の過ごし方、妊娠期の食事、産前産後の身体のケア、お子さんの発育や発達・健康面のこと、育児、離乳食について等でございます。事業内訳としまして、アルコール消毒液、案内文送付用紙、プリンタートナー等として需用費で18万8,000円、備品購入費としてオンライン会議用機材一式、動画撮影用機材一式として、合わせまして70万1,000円、合計88万9,000円としております。事業効果としまして、ビデオ通話によるオンラインでの両親学級の開催等を行いまして、少しでも妊産婦へ寄り添った支援ができるものと考えております。

続きまして、ナンバー10でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴いまして、メンタル面での不安を感じている町民の方々への対応として、同じようにオンラインでの相談支援を実施するものでございます。新型コロナウイルス感染症への対応によりまして、経済的なダメージだけではなく、町民生活に大きな影響をもたらしている状況でありますので、生活困窮等により自殺リスクの高まりが懸念されるものですから、こういったところの相談窓口を設けまして、少しでも自殺につながらないような体制を整えたいということで、オンライン相談を受け付けるということでございます。事業費内訳としましては、需用費で26万7,000円、備品購入費としてノートパソコン等43万9,000円、合計70万6,000円を計上しております。事業効果といたしましては、リモート対応等の相談環境整備をすることで、このころの不安解消につながることで、自殺リスクを少しでも減らすことにつながるものでございます。

○議長（大淵紀夫君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） ナンバー11、白老葬苑衛生環境改善事業でございます。白老葬苑につきましては現在火葬件数が増加傾向の中でございまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止をはじめ衛生強化を図ることを目的としています。事業概要でございますが、トイレ改修としまして自動水栓化2か所、洋式化3か所、それに伴いまして内装乾式化、換気設備改修、電気設備改修等を行う予定でございます。事業費につきましては1,162万7,000円ということで、事業効果につきましては衛生面の強化、利用者の快適利用が見込まれるという状況であります。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） ナンバー12、ナンバー13続けてご説明させていただきます。

まず、ナンバー12、コロナ失業者等対策事業です。事業費につきましては85万5,000円全額をコロナ臨時交付金で充当するものでございます。事業目的につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって失業してしまった求職者に対して、特に雇用や労働の機会を設けることを目的といたしまして、また新型コロナウイルス感染予防のそういった部分に十分配慮した

中で、就業機会の確保を図ろうとするものでございます。事業概要につきましては、ただいまの目的と同じように商工会等の協力を得ながら、合同企業説明会を実施するものでございます。事業費の内訳につきましては、報償費、需用費、役務費ということで内訳については記載のとおりでございます。事業効果といたしましては、感染症の影響により失業し、新たな就職先を探すのに苦慮している失業者に対して、町内企業への就職を促進させることを主な目的として実施するものでございます。

続きまして、ナンバー13、労働者休業支援事業です。事業費につきましては100万円、同様に全額をコロナ臨時交付金で充当するものでございます。目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業中に賃金を受けることができなかつた労働者が国の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を受給することを条件としまして、町で上乘せ支援をすることによって労働者への支援することを目的とするものでございます。事業概要につきましては、国の支援金・給付金につきましては、上限1万1,000円、休業前の賃金の80%を負担するという内容になってございますので、町のほうで残りの20%、上限は2,750円を負担するというものでございます。件数につきましては、おおむね10件程度を想定いたしまして100万円という事業予算とさせていただいております。事業効果としましては、新型コロナウイルス感染症に起因して休業した労働者への支援となっております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

三上農林水産課長。

○農林水産課長（三上裕志君） ナンバー14から19までの6事業について説明をいたします。

まず、ナンバー14、16、18、この3つの1次産業事業者経営支援事業につきましては、対象者は異なりますが事業内容は同様のものとありますので、一括して説明をさせていただきたいと思っております。こちらにつきましては、6月補正予算で可決いただいております経済振興課所管の小規模事業者等経営支援事業、こちらで対象外となっております1次産業事業者に対して支援の枠を広げるものでありまして、それぞれナンバー14が農業事業者、ナンバー16が林業事業者、ナンバー18が漁業者に対する支援事業となっております。給付の対象となる1次産業事業者につきましては、本年2月から12月までのいずれかの月の総事業収入のうち、前年同月比20%以上の減収となった事業者としており、減収率が20%から50%未満の事業者には10万円、50%以上の減収の事業者には5万円を支援するものであります。事業実施方法につきましては、農業協同組合、漁業協同組合が町より補助を受け、支援対象事業者に対し、申請受付、給付事務を行うこととしております。対象となる事業者数は農業事業者が60件、林業事業者が9件、漁業者が150件の合計219件、うち現時点で国の持続化給付金の交付を受けている50%以上の減収となっていることが確認できているのが、漁業者の80件となっております。事業費につきましては、ナンバー14、農業事業者に対しては643万2,000円、ナンバー16、林業事業者に対し

ては94万8,000円、ナンバー18、漁業者に対しましては1,185万7,000円でございます。

続きまして、ナンバー15、17、19の1次産業事業者経営持続化対策事業につきましても、経営支援事業同様対象者は異なりますが、事業内容は同様のものになりますので一括して説明をさせていただきます。こちらにつきましても、先ほど企画課長より4月15日開催の全員協議会からの主な変更点で説明がありましたが、前年同月比20%以上減収した1次産業事業者に対し、今後の事業継続に要する費用の一部を支援するものであります。給付の対象となる1次産業事業者については、先ほど説明をいたしました1次産業事業者経営支援事業、こちらで給付金の給付を受けた事業者としており、法人については5万円、個人については3万円を支援するものとしております。給付方法につきましても、同様に農業協同組合及び漁業協同組合より支援対象事業者に対する給付をすることとしてございます。対象となる事業者数は農業事業者が法人30件、個人が30件、林業事業者が法人8件、個人が1件、漁業者は個人が150件となっております。事業費につきましても、ナンバー15、農業事業者に対しては240万円、ナンバー17、林業事業者に対しては43万円、ナンバー19、漁業者に対しては450万円となっております。

○議長（松田謙吾君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） ナンバー20からナンバー22の事業についてご説明をさせていただきます。まずナンバー20、中小企業等経営持続化対策事業でございますが、こちらにつきましても、先ほど説明がありました1次産業事業者経営持続化対策事業のナンバー15、17、19、と対象者が異なるといった事業でございます。町内の商工事業者における事業継続を後押しするために、前年同月比で売上額が20%以上減少した中小企業等、具体的には既決予算の中小企業等緊急経営支援事業の給付金20万円、10万円の対象者及び小規模事業者経営支援事業の給付金10万円、5万円の対象事業者に対する上乗せの支援として実施するものでございまして法人は5万円、個人事業者は3万円を支給し、事業経営の持続化を支援する事業でございます。こちらにつきましても商工会への補助によりまして、商工会を窓口として支給していただき、事業者からの申請手続きを必要としない形で運用をしてまいりたいと考えております。事業費の内訳につきましても中小企業等緊急支援事業の給付金につきましても101件ということで、こちらは6月の末で申請を締め切っておりますので、これは確定の数字です。小規模企業等の緊急支援事業の給付金につきましても322件を想定してございます。事務費12万5,000円を含めまして事業費としまして合計1,693万5,000円を見込んでいるところでございます。

続きまして、ナンバー21でございます。コロナ特別対応型小規模事業者支援事業でございます。本事業は販路拡大などに取り組む事業者に対して国が補助する小規模事業者持続化補助金のコロナ特別対応型について、町として12分の1の上乗せ補助をするものでございます。4月会議の補正第1号で小規模事業者持続化補助金の一般型のメニューについて、同様の上乗せ補助ということで議決をいただいたところですが、新たに示されたコロナ特別対応型につきましても、一般型では限度額が50万円だったところが100万円になったり。指令前着手が認められるなど事業者の方々により一層使いやすい制度となったところでございまして、本事業におきましても一般型と同様に町として12分の1の上乗せということでございます。既に町内から7件の国への補助申請の案件がありますので、今後の申請分も想定しまして10件分、事業費としま

して125万円を見込んでいます。

続きまして、ナンバー22、新しい生活様式実践普及事業でございます。本事業につきましては新型コロナウイルス感染防止対策として、政府から示されております新しい生活様式、それから北海道内での実践のための取組である新北海道スタイルの白老町内における実践・普及を図ることを目的としておりまして、町内の中小企業者等が実施する感染予防対策の取組に対して支援を行うというものでございます。具体的な想定としては換気設備の導入や、空気清浄機の設置、そのほかマスク、ハンドソープ、ペーパータオル、消毒液といった消耗品も対象としまして、先日ウポポイが開業した白老町として町民の方々はもとより観光客の皆様にも、安心して訪れていただけるための環境を整備することによって、当然感染リスクの低減を図ることのほか、事業者の経営の持続化や町内消費の喚起によって、町内経済の好循環を生み出すことを目的とした事業でございます。なお、新型コロナウイルス感染が言われ始めてから数か月経過しておりますので、既に対策を講じている事業者の方々もいらっしゃるということで、4月1日まで遡って補助対象として上限額20万円、下限額5万円、補助率4分の3以内として事業費1,091万7,000円と見込んでいます。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） ナンバー23、ポロトミントラ感染拡大防止事業についてご説明をさせていただきます。事業費につきましては225万5,000円、全額をコロナ臨時交付金で充当させていただきたいと考えております。事業目的としましては、白老駅北観光インフォメーションセンターについてはウポポイが開業してから多くの観光客が訪れているという状況になってございます。そういった中でサーモグラフィー検温システムを導入して、新型コロナウイルス感染症の拡大を未然に防ぐものでございます。事業概要につきましてはサーモグラフィー検温システムを1台設置するものでございます。なお、サーモグラフィー検温システムにつきましては、基本的には検温をすることを目的に置いておきますが、将来的な平常時につきましては広告用のデジタルサイネージとしての活用も想定していることになってございます。事業効果につきましては、利用者の安全・安心の確保、あるいは観光インフォメーション機能等の持続可能なサービス提供に資することを目的にしてございます。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） ナンバー24から28までの5事業についてご説明いたします。

ナンバー24です。タブレット端末整備事業です。この目的はGIGAスクール構想を実現し災害や感染症の発生等による緊急時においても、ICTの活用等により全ての子供たちの学びの場を保証するため児童生徒一人1台端末を整備するものであります。事業概要といたしましては、対象児童生徒数は771人及び教師用の端末として100台を想定してまいりまして、全部で871台を整備するものであります。この対象児童生徒数771人は今年度の5月1日現在の児童生徒数であります。算定する3分の2の542人というのは昨年の5月1日現在の児童生徒数の総数に対しての3分の2に対しての台数ということですので、若干台数の整備としては、補助を使う台数としては多い内容のものとなっております。また、今年度予算をいただいております小学校のパソコン教室の整備につきましても、今回のタブレット端末整備事業に当たって、本町の

教育委員会として、今後子供たちにどのようなICTの機器の活用を学習として進めるかというところを精査した上で、今回小学校のパソコン教室の整備事業もこの中に吸収するものとしたしまして、タブレット端末整備事業として本事業の予算を5,643万円計上させていただくものとしたしました。

続いてナンバー25、校内ネットワーク環境整備事業です。これもGIGAスクール構想実現に向けて、Wi-Fi といつか無線LANといつか、パソコンにつなぐネットワークが平成30年の総務省の事業では災害時の対応として整備されているのですが、普通教室の中にはネットワークを引き込めるような状況になっておりませんでしたので、この部分の普通教室に対してのネットワーク整備を強化すること。それからタブレット871台を購入しますが、これをそのまま教室に山積みにもできないため、鍵のかかる充電保管庫の中で使っていない時間に何台かずつ充電もするためにタブレット充電保管庫の購入で2,066万3,000円を計上しております。タブレット充電保管庫については、普通教室の中に保管庫を置かせていただいて、いつでもどこでも使えるような形を考えているところでございます。

続いて、ナンバー26、GIGAスクールサポーター配置事業です。これは学校におけるこれからのいろいろICT環境の整備、それから様々な使用マニュアル等の作成等について、教職員の業務の負担及び教育委員会の業務も膨大になることが想定されますので、この部分に特化した方を配置することにより、効率化と負担の軽減を図ることを目的としております。サポーター1名の配置予定は委託の内容で今年の10月から3月までの6か月間と考えております。事業費といたしましては101万9,000円となっております。

続いて、ナンバー27、学習環境支援対策事業です。この事業費は1,200万円です。学校再開に当たりまして感染症対策等実施し、児童及び生徒の学習保障をするための新たな試みを実施するに当たり、これは学校長の判断で柔軟に対応できるよう学校教育活動の再開を支援する経費を補助するものとして計上するものであります。今回児童生徒数に対して補助の金額というのが決まっております1校当たり100万円、そして北海道は特別加算地域に認定されておりますのでプラス加算が100万円です1校それぞれ200万円ずつ、6校分なので1,200万円ということになっております。内容といたしましては、需用費として非接触の体温計ですとか、アルコールティッシュとか、フェイスシールド、子供たちが夏季休業も短縮して使うようなものの購入費をそれぞれの学校からの要望に合わせて計上しております。それから備品購入として移動式エアコンについては熱中症の対策として、体調が悪いお子さん等がいるときに、保健室の中で一部分パーテーション等で仕切りながら、その対応ができるということで、今回は移動式エアコン各校2台を想定しております。そのほか、各校の要望で扇風機や網戸等もありまして中身としてはこのような状況になっております。

最後にナンバー28、白翔中学校衛生対策事業です。事業費として9,711万円となっております。公共施設等におけるトイレ改修を実施することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止をはじめ衛生の強化を図ります。内容といたしましては、自動水栓化する場所が20か所、洋式化する場所が25か所、そのほか内装の乾式化、換気設備改修、電気設備改修ということで、白翔中学校については衛生対策について完成するものとしたします。

○議長（松田謙吾君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） ナンバー29、イベント等開催感染拡大防止事業について説明いたします。事業費については188万2,000円、目的につきましましては公共施設における感染予防対策ということで、事業概要がイベント、会議、催事における感染予防対策としまして、ハンディ型の非接触型検温機を5台、ベルトパーテーションを20本、自動手指消毒器5台を計上してございます。効果につきましましては、管理者及び利用者に対する感染予防対策が図られるものと想定しております。

続きまして、ナンバー30、公共的空間安全安心確保事業の社会教育費のほうになります。

事業費が4,273万5,000円、目的につきましましては指定避難所となっております公共施設のコロナ感染拡大防止をはじめ衛生の強化を図るものであります。施設につきましましては、白老コミセン及び竹浦コミセンとなります。白老コミセンにつきましましては、自動水栓11か所、洋式21か所、その他乾式化、換気、電気設備の改修となっております。竹浦コミセンにつきましましては、自動水栓を2か所となっております。

続きまして、ナンバー31、同じく公共的空間安全安心確保事業の社会体育施設となります。事業費が3,650万9,000円、こちらの目的も同じとなつていまして指定避難所となっております総合体育館の自動水栓化9か所、洋式化10か所、内装の乾式、換気設備、電気設備等の改修を予定しております。どちらも事業効果としましては災害時における感染予防対策が図られると同時に、平常時利用における管理者及び利用者に対する感染予防対策効果が図られるものと予想しております。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。まず始めに、政策立案においては多くの町民の皆さんや事業者の理解が得られるよう、その地域課題を的確に把握することと地域の声を尊重すべきという観点からも質問いたします。具体的には本町には多くの高齢者の方、年金暮らしの方がいらっしゃいます。このたびの地方創生臨時交付金において、交付金が配分されるのはよいとしても、そのつけが今後税金や年金に跳ね返るのではとの心配と不安の声が聞かれております。町民にとって大事な貴重なお金であるということを念頭に質問いたします。私のほうからは、ナンバー20の中小企業等経営持続化対策事業についてであります。6点ございます。

1点目、固定的な経費等今回変更で追加になっておりますが、こちらは固定資産税のほか具体的に何と何を指すのでしょうか。そして、いつからいつまでの期間の経費を想定しているのでしょうか。2点目、産業厚生常任委員会の委員会意見として3月から5月分程度の固定費、水道料、家賃などや入湯税や固定資産税等の町税納付見合い分の給付という意見が出されました。その後、町より現在、内閣府に本件が該当となるか回答待ちということでありましたが国からの返答はどのようになっておりますでしょうか。3点目でございます。この2点目に関連して、入湯税と固定資産税の扱いはどのように反映されておりますでしょうか。入湯税が入っていないのであればその理由について伺います。4点目についてであります。本日追加の資料

にて進捗等今後のスケジュールが示されたことは大変評価いたします。ただし、その事業の提案には町民の皆さんの合意を得るためにも、数字根拠を示すことが重要と考えます。現時点で把握している対象事業者の減収額と、分かればでよろしいので平均値はどのようになっているのか、分からなければそれは結構でございます。5点目です。4点目に関連しますが、第1次補正予算における、中小企業緊急経営支援事業の対象事業者は申請が6月30日で終了しておりますから、この説明書に記載されている101件は実績になるわけです。その101件の事業者の給付金額は今回の進捗状況の中で1,270万円と報告されていましたが、そのほかに固定資産税の町税納付済額又は納付予定額の押さえはされていますでしょうか。町の考えとして固定資産税は個人情報関係で調査は難しいとお考えもあるようですので、調査されていないのであれば、その理由が個人情報関係で調査できないということか確認させてください。6点目、このたびの全員協議会からの変更点は固定的な経費の組込みがされた訳であります。この考えは商工会の要望書並びに議会産業厚生常任委員会の意見を尊重したものなのか、そこを確認させてください。

続きまして、ナンバー24のタブレット端末整備事業についてであります。Wi-Fi環境が整っていない家庭の子供たちへの学びの保障についてであります。まず、今日に至るまでの教育委員会の説明では、Wi-Fi環境が整っていない家庭は全体の2割程度ということでありました。私が課題と捉えているのは、Wi-Fi環境が整っていない家庭の子供たちの学力に格差が生じるということでありまして。そこで、質問の本題であります。国は端末整備支援に併せてWi-Fi等の通信環境の整備を支援する制度もありますが、こちらを見送りした理由を伺います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 先に私のほうからお答えいたします。国の支援事業でWi-Fi環境の整備があった部分を見送った理由についてはアンケートの回収率が85%ではあります。結果としてWi-Fi整備は88%それぞれの家庭にはあるということで残りの12%が今Wi-Fiが整っていない状況となっております。余計な情報かもしれませんが、家族も自分も含めてのスマホの所有率についても確認をしております。こちらのほうはスマホの所有率は95%ということになっておりますので、かなりの普及で、もしくはスマホというふうに限定しておりますので、スマホではないものを持っていらっしゃる方もいるのかと思いますが、一応そのような形を押さえた中で、何度かご質問をいただいている制度設計について、いろいろな情報を考えてみました。実際にWi-Fiのルーターを貸与するという、そのための補助を国がします。機器の購入の貸与については補助がありますが、その後の問題として考えていたのが通信料です。これについては各自治体にお任せします。どのような取扱いにするかはお任せしますということで、ここの制度設計に実は非常に苦慮しているところであります。本来であれば国の補助を使って子供たちが万が一、また次、第3波、第4波が来ても困らないようにしてあげたい。それは重々考えた中で最終的に考えたのは、まず学校に端末の整備及びネットワークの整備を完璧にしようと。学校の中ではもうそれは問題なくできるという形にした中で、本来で

あれば家でそのまま学びを続けさせてあげることが大事であります、その今Wi-Fiが整備されていない方たちについては、必要であれば学校のネットワークを使うということで学校に来ていただいて、とりあえず今できる対応はそこだと考えております。今後これからタブレットの授業がもっと本格化すると、郊外でポケットWi-Fiを使ってタブレットでの学習とか、そういう展開も見越しておりますので、今後そのような部分も含めて制度設計は検討していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） 中小企業等経営持続化対策事業についてのご質問ということで、まずは固定的な経費ということでございますけれども。こちらにつきましては上下水道料、電気料、燃料代、家賃、事務機器のリース代などが想定されるものと考えてございます。

固定資産税は入っていません。期間についても必ずしもいつからいつまでというような想定しているものではございません。それから、既決の給付金の事業者の減収額については、事業規模ですとか業種など、事業者の個別の状況によって大きく異なるところではございますが、減収額ということについては大変恐縮ながら今作業中というところで、本日段階では必ずしも整理できていないところがございます、ただ中小企業等緊急経営支援事業の給付金20万円、10万円、合計101件の給付実績となっておりますが、こちらを受給した事業者における平均の減収率ということでいえば63.1%に上っております、給付金を受給してもなお事業者の売上減少分には及ばないものと考えてございます。

町といたしましては、事業者の皆様が多額の減収に見舞われた中で少しでもその影響が軽減されるように、予算等考慮しながら給付金の支給をしているところでございます。今回、国からの交付金の2次交付を受けまして、事業継続のための支援となるよう追加給付ということとする考えでございます。それから、意見・要望を参考にしているかといったところにつきましては、当然ながらいろいろご要望ですとかご意見とかをいただいている中で、そういったところを十分に参考にしながら事業構築をしているところでございますけれども、今回この事業につきましては、用途を限定しない給付金ということで事業設定をしていますので、その部分についてご理解をいただければと思っております。

○議長（松田謙吾君） 大塩税務課長。

○税務課長（大塩英男君） 3点目と5点目に税に関するご質問がございましたので、私のほうから答弁させていただきます。まず、3点目の入湯税、固定資産税の見合いが今回の持続化対象事業に入っているかというご質問だと思いますが、まず入湯税につきましては、あくまでもお風呂に入る方が納税義務者になりますので、事業者の方はあくまでも預かりという形での入湯税の支払いとなりますので、これは見合いという形にはならないという解釈をとってございます。あと、固定資産税につきましては、今回事業説明の中で固定的な経費というような表現を使っておりますので、何となくその固定資産税もなのかと思うのですが、固定資産税については今回見合い費という考え方を町としては持っておりません。その理由につきましては、6月会議の中で条例改正を上げさせていただきまして議決をいただいたのですが、その際にもご説明をさせていただいたのですが、町税法が改正されまして今年度についま

しては税の徴収猶予の特例、そして来年度につきましては事業者、厳しい経営環境に直面されている事業者に対する事業用家屋と償却資産を減免しますという形で、法律の枠の中で決められていることですので、法律の枠の中で白老町としては減免をしていこうと。ですから、独自に白老町として税を減免するという考えにはないというところがございます。5点目の1次補正予算の対象事業者の固定資産税の納付額の確認ということで調査のお話がありました。こちらにつきましては、個人情報があるから調査できないということではなくて、税の担当者としては直面する現時点として、その数値を押さえなければならない現状にはないというところがございます。ただし、先ほど申しました税法の改正により、徴収猶予をしてほしいという申告が税務課に来たものについては、もちろん額を押さええている状況とともに、これからこの減収した部分については、国から交付金として来年度交付される予定になってございますので、その時点で何らかの数字というのは押さえなければなりませんので、その時点で押さえることとなります。

あと、もう一点は、確実な数字といたしましては、来年度令和3年度分の減免につきましては、事業者の方からこれだけの事業用家屋があります。償却資産があります。例えば収入が50%減収しましたという形で、これは第三者機関を通しての申告になるのですけれども、その申告が来年の1月末となっておりますので、その来年の1月末か2月上旬になるかと思うのですけれども、その時点で額の実態を把握することになってございます。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 2点目の中で、前回議会全員協議会の中での質問事項の回答状況がどのようになっているかというご質問でございます。正直申し上げまして、質問させていただいておりますが、北海道を經由して総務省への質問ということになっていまして、前にもご説明させていただいていたかと思いますが、まだ回答はいただいている状況にありますが、他自治体の事例なども少し調べて確認をさせていただいたところがございます。前もお話させていただいたと思いますが、損失を補償する目的での交付金の給付は対象外になっているというところがございます。ただし見合い額という形の中で、これは見合い額をと言ってもそのままであると対象外となりますが、例えば上限を設けて一定の一律給付をするということは可能であるということですが、これはなかなか正直申しまして町としても今後の国の担当者の思いも出てくる部分もありますので、正直非常にグレーといいましたら言葉の表現が悪いですが、躊躇する部分もあるというのが事実でございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。まずナンバー24についてであります。Wi-Fi環境、インターネット環境が整っていない家庭が12%、それからスマホの所有率95%ということ把握されているということは、現場実態に基づいている政策形成だと私は評価するものであります。その中でWi-Fi環境について見送りした理由は理解いたしましたが、少し深堀りして質問いたしますが、文部科学省においては我が国のICT教育について、学校におけるICT利用活用は世界から後塵を拝している状況であるということ。それから学校の授業におけるデジタル機器の使用時間については世界のOECDの加盟国で最下位との報告があります。

それを踏まえて4点質問いたします。まず1点目です。今年度はその家庭学習のWi-Fi環境の整備は無理であっても、例えば2、3年の長期的な展望から通信環境を整備する考えはありますでしょうか。文科省もこのGIGAスクールの実現に向けては今年度で完結するわけではなくて、長期的な展望で考えているところもありますから、そこでお尋ねしました。2点目でございます。タブレット端末の家庭での活用についてであります。児童生徒は学校の授業が終わり、家に帰ってからタブレットを目的以外のゲームで使用することも考えられます。その対策についてはどのようなことを考えられているのでしょうか。3点目、これは教育プログラムの話になりますが、家庭においてタブレットを使用した学習の時間を学校側が把握できる仕組みになっておりますでしょうか。4点目でございます。Wi-Fi環境が整っていない家庭への対応として、学校からタブレット端末を貸し出すときに、事前に家庭学習の教材や宿題を登録することで、家庭学習の環境の格差を広げない工夫がされると考えますが、その辺りについてどうお考えでしょうか。

ナンバー20については、固定費には固定資産税を含まないということが答弁されましたが、また企画課長からはなかなかグレーな状況であるということもそれは理解するものであります。ただ、道内ではニセコ町や上川町において固定資産税や入湯税を適用した事業を展開しております。例えばニセコ町であれば、固定資産税や入湯税の納付額は申請書の提出段階で把握しております。これは事業者の同意を得て固定資産税、入湯税等を調査しているものであります。固定資産税の見合い額、その納付額の集計・調査はなかなか難しいと思います。今回固定費の中には入っていないですけれども、もしも今後仮にそういうような考えを持つのであれば、町が調べずとも申請時に事業者の同意を求めて提出していただく方法がありますので、それらをぜひ今後の参考にさせていただきたいと思います。

そこで本町の場合は、補助金額5万円と3万円の支給金の上乗せの手続きには申請書の提出は求めないとのことですが、事業の効果検証の際には給付対象者の先ほど出た固定費の考え方、上下水道料、電気料、燃料等これの押さえをする固定的な経費の額を申告による数字でも把握する必要があると考えます。要は給付金が第1次補正予算では10万円であったり今回は5万円であったり、その対象事業者のダメージの影響額の調査がないままではその給付額の根拠が弱く、町民の皆さんから安易なばらまきだと捉えられても仕方がないと私は考えます。さらに説明責任の観点では、町民との対話、協働のまちづくりで先駆的なニセコ町の事業説明書は対象事業者の例えば入湯税の額が8,800万円で、その20%の1,700万円を町が負担すると記載されているわけです。町民の方もとても分かりやすく見やすいものになっております。そこで、再質問であります。固定的な経費等の項目を明確にすること。こちらの事業費の説明では固定的な経費等としか言っておりませんが、それをきちんと先ほど答弁があったように上下水道料、電気料、燃料等と入れるべきと私は考えます。その明確に示すことの方が1点。

そして補助額5万円、3万円を導き出した算定根拠となる経費額を本事業に盛り込むことを私は求めるものであります。本事業の構築にはその説明責任があると考えますがいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） ご質問のあった4点ほどについてお答えしたいと思います。

まず、タブレットを家に持って帰ったときに、学習ではないことに使うことについて、どのような対応を考えているかというところで、これはフィルタリングといいまして、その目的外で使えないように設定することが可能ですので、そのように目的外使用にならないよう設定を行い、活用をしたいと考えております。それから家で学習している内容、時間等を教員が把握することができるかについては、授業支援ソフトをこの中に入れるつもりでおりまして、子供がどこでつまづいたのか、どのような問題の解き方をしているのか、過程等が教員のほうでその状況が分かるソフトがありますので、それを入れて学習を終えるように考えております。それから、課題等を紙ではなくて、タブレットの中に貼りつけて渡すことでよいのではないかということで、課題を張り付けてお渡しすることを考えております。社会科副読本を今改定するのですが、それもそのタブレットの中で有効に活用できるように考えております。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今後のWi-Fi環境の整備についてお答えをしたいと思います。少し大きな話になりますけれども、日本全体がソサエティ5.0の社会を迎えようとしている中で、ICT環境の整備というのは大変大きな課題ですし、喫緊の課題だと認識しております。そういう中において、学校教育もこのたびのコロナの対応で一気にICT環境が加速いたしました。実態としてはまだ十分整備されていない部分がありますけれども、今回のタブレットも含めて、随分と今までよりは進んだと実感しております。議員から質問がございましたWi-Fiについても、今後国の動向や道の動向を踏まえて、当然ICTが充実していく中で、こういったWi-Fi環境が大変大きな位置付けになるとと思いますので、白老町独自の取組というよりも近隣市町、あるいは国や北海道の動向を見ながら、本町においても遅れることのないように、対応してまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） 持続化対策事業に係る固定費について項目を明確にしたり算定根拠ということでございますけれども、今回の事業につきましては先ほどもご答弁させていただきましたが、会派のご意見、考え方を十分に考慮しながら、ただ最終的には固定費の見合い給付ということではなく、一律給付ということで、用途を限定しない形で整理をさせていただいたところでございます。見合い給付の場合、申請行為や確認行為がどうしても生じるため、迅速性に欠けるといふところもありますので、町としては一律給付ということで、少しでも早く事業者へ給付金をお渡しして、事業経営の安定化を図っていただきたいということで、固定費見合いということではなく一律給付という考え方を取らせていただいたところでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） ナンバー24について理解いたしました。これはただ単に交付金をかけて環境整備するだけではなくて、各学校、教員の皆さんと連携しながら、学力の維持、向上に努めていると熱意を感じられました。答弁を聞かせていただいて、ここまで深めていただいているんだなと評価いたすものであります。ナンバー20については、今ご説明いただきましたが、授業の構築が私は不十分であると考えております。町民の皆さんにもしっかりと理解していただくためには、町がきちんと精査した上で支給すべきと考えているものであります。

固定資産税や入湯税について、なかなか実現できない難しい理由もご答弁にありましたが、ただ先ほど申し上げたニセコ町や東川町のように、うまくそれを組込んでいる自治体も実際に存在するわけであります。答弁の中では固定資産税の見合い額については国の回答待ちというようなこともあります。このコロナの臨時交付金においては、国の支援で手が届かないところを、町独自の事業を持って展開しなさいということになっておりますから、これは国の回答がどうこうということではなくて、白老町が必要とあらば、それを国に納得させる熱意、要は国に対しても地域課題を明確に示す根拠があれば私は通るはずだと考えます。先ほど来、産業厚生常任委員会の意見の中でも固定資産税の見合いということになっておりますが、私はそれにこだわっているわけではないのです。あくまでも事業者の方々の痛みに対しての支援、ただ痛みの支援の中でも明確な根拠がなければ、町民の皆さんの理解は求められないので私はくどいようですが追求しているわけです。そこで最後の質問になりますが、固定的な経費をあえて組込んだ意義について、臼杵経済振興課参事の答弁では、使途を限定しない給付金というのであれば、別にわざわざ固定的な経費を盛り込む必要はございません。固定的な経費を盛り込んだその意図を再確認いたします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） このたびの予算の上程におきましては、固定的な経費の部分も含んでというようなご説明をさせていただいていると思っております。町としましては、これまで3月の補正予算で保証料の給付、4月の補正予算で小規模事業者への20万円、10万円の給付、それから6月30日の補正予算で追加のものというような形で、経済対策については順を追ってといいますか、喫緊性に鑑みながら事業を実施してきたと考えております。そういった中で、固定的な経費という言葉についての取扱いでありますけれども、もともと基本的には使途を限定しないということで当初から給付金事業を行うということになっております。その根拠という部分につきましては、基本的に20%以上あるいは50%以上というものをしっかり1つ目の申請時に、影響の率を確認させていただいていることです。そういった中で、今回追加でコロナの給付金といったものの改めての交付がございましたので、さらに過不足があるというようなことが、恐らくまだまだ支援しなくてはいけないだろうということも含めて、そういった固定的な部分についても使っていただけるように追加で5万円、3万円を構想したということになってございます。事業者によっては、最初の部分でいいますと20万円いただいているところが、今回5万円いただければ、合計で25万円の給付になってございます。

この多寡につきましては、いろいろご意見等あるかと思いますが、町としては全体の予算の

範囲の中で経済支援を構想したということであります。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 何点かご質問させていただきます。まずオンライン相談事業です。オンライン相談事業というのは、ナンバー8、ナンバー9、ナンバー10です。3つありますけれども、対象になる方々はどのようなものでこのオンラインをするのでしょうか。町の整備は分かりますけれども、対象になる方々、例えば妊婦の方とか新型コロナウイルス感染症に影響する自殺リスクを考える方とかいろいろいますけれども、この人たちはどのような形でこのオンラインに相談できる仕組みになっているのでしょうか。また、それに対して町側はせっかく整備されるのですから、具体的にどのような活用方法を考えられているのか、お伺いいたします。

2点目に葬苑とか体育館、コミセン、白翔中学校、これらのトイレなどの改修事業をされますが、この4つだけで総額約1億8,000万円、かなり高額な工事になります。こうなってきますと、実際に具体的に一体どこをどのように工事したらこれだけの金額になるのでしょうか。

申し訳ないんですが資料を読むとみんなトイレの改修です。そうすると白翔中学校は9,687万1,000円と、公営住宅を1棟建てるだけのお金がかかります。ほかのところもそうですけれども、どうしてこれだけの金額になるのか不思議なものですから教えてください。また、この工事自体は入札になると思うのですが、どのような入札方法を考えているのかお聞きします。

次に、ここには載っていないのですが、以前のコロナ感染の対応ということで病院での入院患者とか、老人施設とか障害者施設にいる方々が家族と面会できないのでICTを使って面会できるような形にしたいといっていましたけれども、そういう環境を整えるための予算というのが今回何も付いていないのですが、現在どのような状況になっているのか、まずこの3点をお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） オンライン相談支援事業についてお答えさせていただきます。対象となる方には母子の方、まずそういう方につきましては、町でパソコンなど設備を整備しまして事前に申し込みをしていただきます。例えばホームページとかに、事前に予約申し込みをするようなQRコードを置いたり、予約をしていただく形で考えております。日時をある程度指定した中で考えております。これにつきましては、実際に相談を受けていく中で、どのくらいの頻度がよいのかということも含めまして状況を見ながらなるべく多く対応するように考えていきたいと思っております。もう一つのこころの健康相談、自殺予防につながるものですが、こちらにつきましても、柔軟に対応をしていきたいということで、相手の方はスマートフォンや自宅にパソコンがある方はパソコンを利用して、そういうものを通じまして、例えばズーム機能を使って1対1である場合もありますし、何人か集まる両親教室のようなものもオンラインでやる場合でしたら、ズーム機能を使って何人かの方とやりとりする、そのようなことを考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 3点目の病院や介護施設のオンラインの面会サービスについて、今回事業には載せていないけれどもというご質問でございます。こちらの病院、介護施設の事

業につきましては、冒頭で企画課長も述べましたが新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金と、この事業の中で予定しているところがございます。介護サービス事業所、施設等における感染症対策支援事業ということで、この中でもタブレット等のICT機器の購入及び整備事業という形でうたわれている部分がございます。こちらの利用を考えて今事業の精査をしているということでご答弁させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） ナンバー8の子育て関連のオンライン事業についてご答弁をさせていただきます。まず対象になる人ですけれども、子育て中の親子ということになります。相談ができる仕組みということですが、先ほど健康福祉課長からもお話がありましたとおり、事前に登録をしていただくという形になるかと思えます。実際にどのようなことをするかということですが、このコロナが感染してきて、様々なイベントが中止になったりとか、あるいは人数制限などして開催しているというところが多くございます。そのようなことから、いろいろイベント等を開催したいと思っております。オンラインによるイベントということになりますと、感染の心配もないということで、自宅にしながらパソコンやスマホをとおしてそのイベントに参加できるということがあります。また、グループワークをするということも可能となりますので、子育て中の親子の交流の場を広げていきたいというところもあります。また、もう一つ大きく相談支援ですけれども、感染が拡大している中であっては、相談員とも直接会って相談するのも実際に避ける方も確かにいらっしゃったということで、今後第3波、第4波が心配されるところでありますけれども、もしそのような状況になってもオンラインによって育児相談などができるというところを考えてございます。それでいろいろと今申し上げた3つですね。大きく3つの事業をすることによって、誰とも接しないということもなく、親子の孤立化を防ぐことにつながるのではないかとこのふうには考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 白翔中学校の衛生対策事業の部分で非常に高額な事業費があるということは実感しております。ナンバー28の事業内容の説明にあるとおり、校内にある1階から3階までの全てのトイレの中の手を洗うところを自動水栓化すること。それから和式であるトイレが非常に多くて、それを全て洋式化にすること。それから内装を乾式化すること、そのほか様々な工事関係によりまして、単価的には総額このような金額になっております。入札についても、通常通りの業者の入札を行って、年度内に事業を完了させる予定でおります。

○議長（松田謙吾君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） コミセンと体育館のナンバー30、31で、主な工事費の内訳をご説明したいと思います。ナンバー30のコミセンのトイレ改修につきましては、建築部門で約1,760万円。これは既存の1階、2階のトイレの中のタイルを全部外して、乾式のトイレに仕上げしていく工事になります。電気設備につきましては約260万円、器械につきましては既存の便器の撤去と新しく便器をつけるということで2,160万円、端数は別にしてそれで合計4,198万7,000円の計上となっています。竹浦コミセンの手洗いにつきましては、水栓を改修するという

ことで一式74万8,000。ナンバー31の総合体育館のトイレ改修につきましては、こちらも2か所ございますので合わせて建築部分で1,248万円、電気設備で250万円、便器等の器械設備で2,140万円ということで合計3,650万9,000円となります。端数の関係で今の内訳等にはなりません、大体このような内訳で事業工事を実施いたします。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 建設の電気の関係ですけれども、コロナとは関係がなくても、このように予算に入れてもらえるというのは、どのような電気設備になるのかその辺がよく分からないのです。というのは、これが高いから悪いと言っているわけではなくて、これだけの工事をかけて、一体どのような安全対策を考えられているのかが、この書類だけではなんとなくイメージがわからないのです。こういうふうにしてこう直すと、例えば電気も今までの普通の電気ではなくてLEDに替えるとか、もう少し親切に。申し訳ありませんが学校関係もそうですし、公共施設、葬苑もそうですけれども、具体的に町民が、そのようによくなってくれるのですか、うれしいなと思えるような説明をしてほしいと思ひまして私は聞いております。

2つ目の相談体制なのですが、私はそれはそれですばらしいと思うのですけれども。ただ母子の方やそういう人たちは分かるのですが、オンラインの相談支援事業というのは、これは全町民対象ですよ。誰がどうしてということではなく、誰でも相談できる体制と理解してよろしいでしょうか。誰が自殺するとか予防になるというのは、全町民が対象でなければ分からないと思うのですけれども、その辺をきちんと課の中で協議して高齢者の方でも誰でも相談できるような体制にしているのかということですね。機器は先ほどのスマートフォンとパソコン以外は無理だと考えてよろしいでしょうか。それと、先ほど渡邊子育て支援課長が集団でもやると言っていました、その開催の回数、個別に相談する日、それと全体で皆さんでこういうものをやりますという日をどのくらい考えていらっしゃるでしょうか。というのは、今回いただいた公共施設利用人数調べですが、これを見るとあまり利用者が回復していないのです。毎日のようにテレビで何人感染しましたというのが報道されると、皆さんは、やはり用心してなかなか出歩けない状況なのかなと思います。特に障がいや病気を持っている方、母子の方、小さいお子さんを持っている方々は特に気を付けていらっしゃるのではないかと思います。そうなってくると、やはり回数は大変かもしれませんが、毎月1回ぐらいずつやるとか、2回にするとか回数を増やして、私はぜひやってほしいと思うものですから聞きました。

それと、最後に先ほど病院の事務長から説明をいただきましたけれども、それについての予算はいつ頃可決されて、実際にそれぞれの施設にパソコンやそういうものがいつ頃配置されるのか、その辺をお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ただいまのオンライン相談支援事業の件でございますが、誰でもよいのかということですが、基本的にはお悩みがある方につきましてはまず、お話を伺わないと分からないものがありますので、我々どちらかというと保健や福祉サイドの担当にはなりますけれども、そういうところからつながる部分もあるかもしれませんし、それはお話を伺ってみないと分からない部分がありますので、その辺は状況を見ながらということになるかと

思います。お話を伺うことで、こころの不安解消であるとか、自殺予防にもつながるということを目的としておりますので、そういうことを少しでも助けになればということと考えております。またパソコンやスマートフォン以外は駄目なのかということですが、基本的にタブレットでも構いませんが、いわゆるインターネットにつながるような環境にあれば、このオンライン相談は可能ですので、そういうものをお持ちの方はこの相談事業を受けることができるということになると思います。また、相談の回数につきましては、西田議員が先ほど月に1回などとおっしゃいましたけれども、まずどのくらいの頻度でやったらよいのかというのはほかの自治体の例があれば、その辺も参考にしながら、白老町に置き換えて考えたり、例えば各種健診でいらっしゃったお母さんにお話を聞いて生の声を聞いた中で、どのくらいやればよいのか、対応していくこともあるかと思えます。回数については、これから考えることになるかもしれませんが、ある程度日時を決めた中で、また需要を見た中で、またほかの保健指導の業務もあるものですから、その辺の兼ね合いも見ながら地域の担当もそれぞれおりますので、その辺のバランスを考えながら極力対応していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 先ほどのICT、いわゆる面会のサービスの関係でございます。

いつ頃の申請と時期なのですけれども、まず町立病院、また介護老人保健施設きたこぶし、町の施設につきましては、次回の定例会9月会議に上程を予定しているということでございます。ただ、この新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、実は議員も御存じかもしれませんが、この中身が医療従事者に対しての慰労金だとか、ほかの施設整備、感染症対策に関する医療機関への整備かなり手厚くなっているということでございまして、慰労金など、例えば事業者ごとに国保連合会に直接申請だとか、そのような申請の仕組みが違っているところもございます。ただ当然町内の介護施設、ほかの医療機関にもこういった情報等は町としても確認しているかということも、今回連絡を取らせていただいたり、くまなくしておりますので、申請の仕方については各事業所になるかもしれませんが、情報提供その辺りの連携等はしっかりと図っていきたくと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 白翔中学校と公共施設の件でございますけれども、まず電気関係でありますけれども今回便器はウォシュレットを設置いたしますので、それに関わる配線工事等含めて一連の工事の中でこういった費用が発生するというところであります。その前に、議員からお話がありましたように、今回学校の改修工事、それからコミセン、総合体育館ということで大変大きな施設の改修工事で、そこに关わる費用も大変多くなっております。そういった意味では議員の皆さん方に説明するに当たっても、もう少し丁寧に細かく説明すべきだったと考えております。それから、白翔中学校のトイレでございますけれども、ここの学校に関しては町内の学校の中でも開校以来そのままのトイレの状態でありましたので、今回クラスターが発生しないように、トイレの清潔化を図っていくというような考えで事業を行うものであります。同様にコミセンと総合体育館においても、避難所として多くの皆さん方がそういうときには集まっていっぱいいますし、また日常的にも町民の方々が日々利用されている施設であります

ので、感染対策は様々施設で行っておりますけれども、トイレにおいては依然として旧式のトイレでありますので、ここでまた感染が広がっても困るということで、そういう意味合いで今回改めてトイレについて改修工事を行わせていただきたいということでございます。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 白老葬苑でございますけれども、教育施設同様にトイレの改修における費用ですが、和式のトイレから洋式に替える部分で、先ほども教育長が言われたとおりシャワー付きトイレ、それと非接触型ということで触れずに開閉するものであったりといった関係で、どうしてもその場所に電気が回っていないということで電気の配線工事が伴ってしまうということです。それから洋式化にすることによりまして、トイレのブースが手狭であったり、そのブースをきちんと座れるように確保しなければいけないということで、扉とか内装を替えていかなければいけないということで、どうしても費用がかかってしまうという状況ですので、それによりまして利用者にとってそれぞれこういった環境を整えることで感染防止対策、衛生的な強化を図れるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番、（西田祐子君） 大体分かりました。葬苑のほうは分かったのですが、霊園のほうのトイレがありますが、あれは今回何も言われていませんが、あそこも確かあまりきれいなトイレではなかったはずなのですが、そこはどういうふうを考えていらっしゃいますか。それと、葬苑、体育館、コミセン、白翔中学校、分かりました。ただこれをつくるときにできれば議会にも図面とか青写真みたいな分かりやすいものを提示していただければと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 霊園のトイレでございますけれども、一部当初予算で外壁の補修工事の修繕費については盛り込んでおりますが、実際の内装にいたりましては、現時点ですごく古い施設ということで、なかなか費用的な面で抜本的にどう改善するかまだ答えが出し切れていない状況もありまして、議員がご指摘される部分での非常に利便性が悪いという認識は担当課としても持っておりますので、今後早期とはいいたいところですが、費用を見ながら全体の中で検討を図っていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今の墓地のところなのですが、せっかく葬苑のほうまでやるならそこもやらなくては駄目だと私は思います。お墓参りにお盆ですからもう行きますから、皆さん。秋の彼岸もまた行きますよ。せっかくコロナ対策を一生懸命頑張っているなら、そういうところまできちんと気を配ってやっていただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 担当課としては、十分費用を見込めるのであれば改善していきたいと思っておりますが、町全体の中で検討してまいりたいということで、大変後ろ向きではないのですけれども、今後の検討として進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ほかに、ございませんか。

12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。ナンバー2の関係人口創出拡大事業における、ふるさと納税特別サイトにおきまして、LINEの特設サイトを設けるということですが、これはホームページから入って、ふるさと納税のLINEを設けるということだけでしょうか。

それとも今後見通しとしては白老町のLINEのアカウントをつくると、そこから今お話のありましたように、オンラインの相談とかいろいろ入ることができるのですけれども、そのお考えをどのように持っているかお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 今のご質問でございますけれども、今の段階では最初にお話いただきました、ふるさと納税のLINEの公式アカウントを設けてするという考えでございます。今後については、まず状況を確認しながら、どういうふうこれがもっと拡大していくか、有効に働くかということを検証しながら、当然考えていかなければならない課題の1つかなというように捉えをさせていただいているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。LINEのアカウントを取るといろいろな情報が町のほうからも気づくことができるので、積極的に検討をお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 私の答弁がまずかった部分があるかもしれませんが、当然こちらのLINEのアカウントを設けた際には、町から発信ということを考えて今進めていきたいと考えているところです。例えば、ふるさと納税の返礼品に係る使い道ですとか、白老町の地域観光情報などを定期的に発信することによって、継続的な関心やつながりを持ち続けるというようなことも含めて、やっていきたいと考えているところです。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 3点ほど質問したいと思います。まず地方創生臨時交付金の財源内訳について、先ほど財政課長からも第2次か第3次かの追加事業で交付金に振替えると説明がありました。けれども、国では実施計画に当たり掲載された事業のうち国庫補助事業の町負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付するとうたっているのです。そこで、あえて言うと13ページからのオンライン相談支援事業3件、これは一般財源100万6,000円になっています。23ページの諸費での教育関係事業3件(2)、(3)、(4)、事業名はいいません。これが一般財源1,467万1,000円です。24ページの白翔中学校のトイレが一般財源で4,609万5,000円です。これを合わせて6,177万2,000円、このうち6,000万円を基金で充当しています。冒頭で私が国の交付方法を話しましたが、間違いなく入りますか。私が案じているのは否定的ないい方をすると、このコロナに乗じてこの際一般財源を出してまとめてやっ飛ばさおうという部分が無きにしても非ずなので、それはお門違いですから。そういう部分でこれをきちんと整理しておかないと、議決した後にこのようなことだと言われたら困るので、間違いなくこの部分は交付されるのでしょうか。もし駄目であれば限度額だったらそれに

合わせた事業費にするのでしょうか。まずその辺です。

次に21ページです。先ほど貳又議員がよい質問をしました。それは中小企業等経営持続化対策事業、この中の固定的な経費の質問をしていました。私は答弁についてあまり納得していないのですけれども、この関係で若干質問します。もう一回いいますけれども、固定的な経費は燃料代、電気代、上下水道等ですと対象としていますけれども使途を限定しない給付金だと、こう答弁しています。そこで、今回もらった多くの資料を見ると、結構中小企業者に対する臨時交付事業で多種多様な支援策を手厚く保護されているのです。これを私は駄目だという方ではありませんから。そこを関連していいますけれども、そこで固定的な経費について私は視点を変えて見解をお聞きします。ということは、この電気代、燃料代、上下水道料金、使途を限定しないと言っていますけれども、これらの料金は一般家庭でも固定的な経費に当たりますよね。当たらないというなら答弁してください。私は固定経費に当たると思います。そうすると前にも若干質問していますけれども、このコロナ禍の影響で学校が休校しています。これに伴って児童生徒がいる家庭ではお母様が働きに行かないで子供の面倒を見ているとか。この間、上下水道や電気等々は、今までの普通の生活パターンからすれば何か月か支出増になるのです。そうすればその使途も限定しない給付金が事業者にいくなら、なぜ一般市民が厳しい生活をしているのに来ないのでしょうか。使途を限定しなくて出す対象者がいるのであれば。やはり厳しい生活を余儀なくされている方々にも、どういう捉え方があるかということとは後でまた2答目に聞きますけれども、支援する対象者の範疇として考えられませんかということです。

3つ目、24ページの小学校のコンピューターの関係で教育長、学校教育課長から答弁がありましたから内容は分かっていますけれども。単純なことを聞きたいと思うのですけれども、先ほどタブレットの関係で、コンピューター授業を精査した結果という説明がありました。

そうするとコンピューターも今回更新分の予算を落としています。コンピューター授業とタブレット授業、カリキュラムの整合性はどういうふうになっていくのか。それとこういう情報機器ですから、若い先生方と年配の先生方で扱い方が多分に違ってくるので、現場の対応策。タブレットを一気に買うけれども、実際にいつの時点からタブレット学習、あるいは授業が始まるのか。それに対する対応ができていくのかどうか。教育長が授業云々と言って総括的なことは書いてあるけれども、具体的に目の前にあるのです。これはどうかということです。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず1点目の財源内訳の関係でお答えいたします。今回の補正予算の31の事業の中で、一般財源を伴う事業というのが7事業で、議員がおっしゃるとおり6177万2,000円ということで、本来これについては国の3次交付分ということで見込んでいる金額でございます。ただこの3次交付分というのは、国の1兆円の1次補正予算を成立させたときの7,000億円を先に1次交付として都道府県、市町村に配分して交付しました。その残りの3,000億円につきましては、現在留保してしましてこれを国の3次交付分として、それぞれ国庫補助事業の裏負担、地方負担分として交付されるというものでございます。それで補助裏については、この交付分を充てるということは国からも言われておりますので、これは間違いのないところで交付されるものというふうに押さえております。ただし、3,000億円の中のいわゆる全部が決ま

っておりますので、どのような配分になるのかというのは、まだ決まっておりますので、今回は安全策といいますかそういうことで、一般財源でまずは一時立て替えみたいな形で計上させていただいたということでございます。最終的に100%入るのかどうなのかというのは、現在のところ入るとはいい切れません。ただ不足分につきましても、これまで交付されている地方単独分の交付金も充てることが可能でございます。最終的にはこの補助裏の交付分と地方交付分、全体を含めて今年度の事業に対してどのような充て方をするのかというのは、現在執行中の事業もありますけれども、執行状況を見ながら最終的には調整を取らざるを得ないと思っております。一番まずいのは、事業が執行できなくて交付金割れという部分が一番心配するところで、交付金以上のものの事業はやるという考えを持っておりますけれども、一般財源につきましても、なるべく抑えるような形で最終的には調整させていただきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 学校にタブレットが入る関係でのご質問です。1つ目、カリキュラムの部分ですけれども、今の学習指導要領の中に情報教育の部分がありまして、それはプログラミングなど様々あるのですけれども、その部分について位置づけがされている状況になっております。いつから実際本格的に動かしていくのかについては、今コロナが第3波、4波来たときは別ですけれども、今の状況の中では今年度末までに全ての端末が整備される予定で進めておりますので、まずそこまでの間に、学校でそれぞれ今やっているカリキュラムの部分の確認とそれから教育委員会として今このタブレットを入れることで目指している効果について、ある程度考え方をまとめて示したものを一度学校とも協議をしながら白老町としてどのように一年目、二年目、三年目と進めていくのかという計画づくりを、年度末までかけて学校とも何とか協議しながらやっていきたいということで、今そのたたき台をまとめている最中でして、9月ぐらいに一度学校に下ろして協議していきたいと考えております。それから先生たちのスキルの差については本当に心配されているとおりで、それは私たちももちろん心配しております。それで予算にも計上させていただきましたが、GIGAスクールサポーターの方や、これから端末が入ってからの話になりますが、研修の機会を設けられるような部分も検討しておりますので、どれぐらいそれぞれのスキルにばらつきがあるかも含めてそこを把握しなければ、ここまでは白老町の先生たちはできてほしいところを、ある程度教育委員会としても定めながら、そこに不足することがあればそこを補うための研修や何か取組を進めていかなくてはいけないというふうに考えております。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 持続化給付金事業の関係に伴っての、一般家庭も苦しいのでそこを対象に考えられないかというようなことでございます。我々の部分の中でいいますと、今やはり事業者への支援ということに傾注しているという状況かと思っております。その中で、これまでの交付金の事業の中の検討を家庭においても、やはり学校が休校になったことによって家庭の支出が増えるということで家庭への支援の在り方というのは、内部でも議論の俎上には乗ってきたというふうには思っております。そういった中で、6月の補正予算で議決を頂戴しておりますけれども、ゼロ歳から18歳の子育て世帯に対しましては、一律1万円のプレミアム

商品券を配布させていただくということで、それぞれの家庭の事情にあった使い方をしていただけるような形で、そういった配布事業を実施させていただいていると考えているところでございます。それ以外に改めて対象にしてというのは、今の段階ではまだそういった事業の構想はないというような状況になってございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） タブレットの関係です。かなり取り組んでいるということについては、前向きに捉えていますけれども、昨日か今日の新聞で厚真中学校が英検3級がすごい率だと新聞報道を読んだり別の人から聞いたりしました。これは教育委員会を上げてですね、厚真町の子供たちのための特性的な教育をするということで進めているのです。道教委とか国は関係なく、基本的にはありますけれども。それを踏まえると、このタブレットもあると一貫性の中で、ある程度水準に達しないと今の子供たちがよそに行ったときに、追いつけない部分があります。そこがただ国がGIGAなどを構想で入れるようにといたしますけれども、現場というか教育委員会サイドでは非常に苦慮していると思うのですが、その辺は本腰入れて今の教育委員会もプログラムを考えるといいましたけれども、本当に実現する中で目標を達成できるプログラムをやって、常に進捗状況の中でやっていかないと、宝の持ち腐れになると思うのですけれども、まずその辺です。

次に、今の固定化の経費について、私は担当課長の答弁が悪いということではないけれど、自分の持っている担当課長の答弁なんかよいのです。それ以外の質問に対する答えを答弁すべきだと思います。それが担当課長が今言ったように前回もまた全員協議会と言っているけれども、全然我々が言っても受け入れる姿勢の答弁がありません。私は本当に声なき声をどこまで職員が聞いているか分かりませんけれども、本当に厳しい部分があるのです。あえて言わないけれども、そうするとこの中小企業者だけ限定されていて、よい悪いは別です。それなりに努力してほしいし、白老町の景気がよくなるために頑張してほしいと思います。ですけれども、例を挙げるとせめて特に生活が苦しい。部分的にいいますと、要・準要保護の世帯、あるいは準要保護を受けているけれど、受けなくてもそのラインぎりぎり生活維持している家庭やひとり親世帯があるのです。前に僕は教育委員会にこういうことを実態調査しましたかと聞いたけど、してないと言っていましたけれども、たぶん今もしていないでしょう。せめてそういう方々にも支援の手が行き渡るような施策を講ずるべきではありませんか。まずこれが1つ。

もう一つが、この新型コロナウイルス感染症対策に係る事業や、臨時交付金事業でのこれまでを総括した進捗状況や説明の資料を提出されました。これはよくまとめられていると思います。これによっても勉強になりますけれども、この資料によると、町民の方も聞いているのであえて言わせてもらいますけれども、1人当たり10万円の支給を含めて3月、4月、6月に補正予算が上がっています。進捗状況があります。これを足したら約18億2,000万円、これに今日の3億6,000万円を合わせると21億8,000万円が白老町のこの多種多様な事業の中に投じられているのです。この事業の中に、今言った本当に苦しい生活者の施策が入っていません。本当に何回もいいますけれども否定的ではありません。僕は認めています。この臨時交付金事業を見ますと、特に小規模事業者の経営支援策が手厚くされています。否定はしません。よいと思いま

す。しかし逆に、コロナ禍の影響で日々の暮らしに本当に困っている人たちへの支援すべき施策が手薄だと私は考えています。私はこれまで一貫して町民の命と生活を守るために、適切な手を打つべきと主張してきました。さきの7月15日の全員協議会でも、私はこのことに対して質問しています。併せて避難所にもなっている地域の福社会館のトイレの改修、洋式化についても意見や提案をしています。しかし今日の議案の補正予算3号には、それらしい事業が計上されていません。今まで審議されています。厳しい生活を余儀なくされていると思われる人たちの支援策について、庁内ではどのような議論が行われ、そして施策の正否はどのような政策形成において出されてきますか。私が今言ったことは、4月から一貫して言っています。一切出てきません。出す出さないは町長の判断だから、まして町長は今言った21億8,000万円の事業を全員協議会で議員から意見を提案してくださいと言っているのに、この席には町長は一切出ていません。だから私もあえてここで言わせていただきます。ぜひ考えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今の前田議員のほうから、タブレットを活用してしっかり教育活動の充実に取り組みなさいというようなご意見をいただきました。私の中に議員がおっしゃるとおりだなと思っております。すばらしい機械をいくら揃えていただいても、それを活用しなければ本当に意味のないことでもあります。私どもは今回子供たちの情報活用能力の育成はもちろんでありますけれども、1つにはこういったICT機器の活用が学力の向上と非常に密接な関係があるというデータもございます。それは活用の仕方なのですけれども。そういったことも踏まえながら、学校と家庭がともに連携して、学びが単に学校だけで終わるのではなくて、家庭での学習と学校での学びがよりかみ合うような、その1つとしてこういったICT機器も活用できるのではないかと。最終的にはこのことが子供たち一人一人の学びにとって意味のある学びになったり、あるいは一人一人の個別化につながるような、そういったものにつなげていきたいということがございます。教員の力量によつての対応だとか様々な課題は山積しておりますけれども、私ども校長会と連携しながらこういった実態も踏まえて、子供たちのために本当タブレットを整備してよかった。それは子供が実感し、あるいは教員も実感し、そして何よりも保護者の方々もそういった目で見ただけのような、教育活動の展開ができるように今後取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 個人に対する支援の仕方の関係でご答弁させていただきます。生活が苦しいことやひとり親世帯での生活の苦しさ、そういったものに対して町でどういったような支援をしないとならないのかということは、庁舎の中、役場の中でもいろいろ議論して来ています。結果として具体的な策というのは現在示されていない部分がありますけれども、これからコロナの影響というのはまだまだ続くという部分も含めて、どういった形で町民の方に支援をしていかなければならないのかということは、庁舎内で事業を組立てる中で議論して、有効な事業として組立てた中で、議会の皆様にお示しできればというふうに思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 今、竹田副町長から前向きな答弁がありましたけれども、私が言っているのは個々の苦しい生活をしている人も、もちろん私も今回に出たときにおやっと思ったのは、全員協議会で水道料金の話をしました。それをぶり返しませんけれども、この固定経費について町の定義は用途を限定しなくて、燃料、電気代、上下水道料一部限られた人にその部分が行くのです。そうすれば事業をやっていないくても厳しい生活をしている、あるいは別な対象者もいるかも知れません。そういうところに政策形成として公平の原則からいけば、目配りすべきだと言っているのです。これ一般財源はないですね。回り回れば税金です。国からの交付金ですね。少し頭をひねって施策を考えれば出せるはずですよ。この後の追加もありますよ。私は庁舎内でそういう政策議論、あるいは発言や議論、発想が少しでも町民に向けた政策的な提案がないのが非常に残念なのです。もう少し大いに議論をして、商売をしている人も苦しいです。一生懸命頑張ってもらって商売がよくなって、少しでも町の景気がよくなって税金を納めてくれることに越したことはないから、その施策はよいでしょう。ただ日々税を払っている人たち、あるいは税金すら払えなくて一生懸命頑張っている人たち。そういう人たちに固定経費云々と町がここまで枠を広げる提言をするなら、町民のほうにも目を向けてください。財政担当の副町長としていかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 御指名をいただきましたので、私のほうからご答弁させていただきますと思います。今までの様々な観点からご意見等も含めていただいております。その中で前田議員からありましたように、税の応能の原則を踏まえての在り方については、いろいろ捉え方があるのだと思っております。町民に対する行政が行うサービスの目線の置き方について、ご指摘があったわけですが、我々も庁舎内において、この臨時の交付金が入ってきた中でどういうふうにして、簡単に言えば使うかということについて、様々な形でそれぞれの担当課から、まずは課題になっている部分をいただきながら、それからまた全体の中で本当にこれでよいのかどうかも含めて議論はしております。今ご指摘されたように、ひとり親世帯の皆さんとか就学援助の関係だとかについても、今回も広報に早めに就学援助の関係については対応しようというふうなことで出されているかと思っております。そういうふうな形も含めて、目配りは一定限しているつもりです。ただそれが100%、前田議員がご指摘されているようなところまで行っているかという、これはなかなか100%だというふうに胸の張れないところもありますけれども、決して事業者オンリーの組み方ではなくて、やはり町民全体に対してどういうふうな状況の中であって、このコロナを乗り越えていくかというふうな目線は決して外して事業を組んでいるつもりはございません。まだまだ不十分などころがあるかと思っておりますけれども、今までも全員協議会も含めていただいたご意見も押さえながら、事業の組立てはしているつもりでございます。さらにご指摘があったような、町民生活に対する押さえ方については前向きに今後もまだまだコロナも続くような状況でございますので、その辺のところも踏まえて進めてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 副町長が今答弁されたことをぜひ庁舎内で徹底してよい政策形成をつ

くってほしいと思います。それと確認だけしておくのですが、私が一方的に言ったのですけれども、このコロナの給付金で4月分の補正予算を合わせて約21億8,000万円、国から来ているのですが、この数字については間違いないでしょうか。私が言っても町側からちゃんと言っていないと正確になりませんので。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 全て今計算できておりませんので、少々時間をいただきたいと思いますので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。簡単に2点お尋ねをしたいのですが、1点は今回1次産業を3つに分けて数字が相当正確に出されています。この点については私はよかったと思っています。ただこの給付対象者の押さえ方ですが、細かいことはよいです。どれぐらい正確なのか、正確がどの程度なのか。何を聞きたいかということ、漏れている人はいないのかということなのです。もしいるとしたら、それはこちらで掴むことができないのか。商工業者も含めて全部です。漏れている人をこちらで掴むことが難しいのか。あとは、自分が漏れていると町民の方が言ってきたときに対応するしかないのか。その辺をせっかくここまで1次産業が3業種と商工業者の数がきちんと一定程度押さえられているから、ここが大切なところだと思いますので、その点と漏れる部分がないかということです。

それからもう一点、今の財政の問題なのです。今回の6,100万ですか。これは国の3,000億円残ったものが3次補正予算となってここで出てくると。プラスになるかどうかも全く今分からない状況なのか。1回目は1兆円と言ったけれども7,000億円しか使わなくて3,000億円残った分が3次補正予算として出るのか、それが主体は何で出てくるのか、その辺はまだ分からないのか。先ほどの答弁では、割れる可能性はゼロではないというような答弁でしたが、本当にそういう形になるのかどうか、その辺今の情報でどのようにに押さええているのかということです。

それから白老町の場合でいったら、1次と2次の分で2次の分ではまだ1億円ぐらい残っていますよね。2次補正予算の分で、その見通しをどのように考えていますか。例えば今皆さんから出たような要望も含めて、あと残っている1億円くらいをそういう形で使うのかそれとも一定の形、こういう形で使っていくというような方向があるのかどうか、その辺どういう状況になっているのかお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 三上農林水産課長。

○農林水産課長（三上裕志君） 1次産業者の押さえ方というようなご質問でございます。農業者、林業者に関しましては、毎年いろいろな調査がありまして、その回答をいただいているところであります。それと農業協同組合と付け合わせをしまして、前回違った国の補助事業の説明会も開かせていただいたのですが、その際にも農業協同組合と、農業協同組合の組合員になっている方もいらっしゃいますし、組合員じゃない方もいらっしゃいますので、そういったところの一旦整理をさせていただきましたので、そこら辺の漏れはないかなと考えております。それと漁業者に関しまして、今150名ということで上げさせてもらっていますけれども、これも漁業協同組合と基本的には主たる収入は漁業、正組合員、準組合員がいらっしゃるのですけ

れどもその中でも、自分で船を持ったり網を持ったりということで、実際に漁業の収入がある方ということで、漁業協同組合と調整をさせていただいております。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 財源内訳の関係でございますけれども、先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、国の1次補正予算分の留保した3,000億円、これが3次交付分として、今後それぞれの自治体に交付される予定になっているということでございます。これの用途は、あくまでもこれまでの既存の国庫補助事業の裏負担に充てるという想定での交付金になっております。だから全ての自治体にまんべんなく行くわけではなくて、あくまでも補助事業をやる自治体の裏ということで、ある程度限定された中で交付されるというような仕組みになっております。ただし、それが3,000億円の中で100%本町が今回上程した6,100万円ぐらいの額が全て交付されるかというのは、今段階では確定されているものではないということで、今回は一般財源を出させていただいたということでございます。今後、交付された段階においては、例えばの話ですけれども、8割しか来ないというような場合は2割は持ち出しということになりかねないのですけれども、それはこれまで交付された全体の地方単独分も含めた交付金の中で全て調整可能でございますので、それを含めて年度末の段階になると思っておりますけれども、今の事業の執行状況も含めて調整をさせていただきたいと考えてございます。

それから、先ほどの前田議員のご質問でございますが、今年の3月の分も含めて全体で21億7,890万円ということで計算いたしました。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 今回国の2次補正予算に係る、このたびの7月補正予算以外の残った1億数千万円についての考え方でございます。実は今、内部のほうで1億円の残りの金額につきましては、それぞれ各担当課にお願いをしまして、どういった事業の組立ができるかということで検討に入らせていただいておりますが、前にも私答弁させていただいていたかと思っておりますけれども、全員協議会であったり、このたびの議会の中での議論も踏まえた中でご意見を頂戴したものをどういう形で、全部が反映できるかどうかは別問題ではございますけれども、きちんとそういうものも捉えた中で、事業の構築をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 事業者の対象に漏れないのかというところでございます。

一応ほとんどの場合の事業者の対象となる小規模事業者というものが、基本的には小規模事業者支援法に基づく小規模事業者ということでございまして、定例会6月会議で西田議員などからもご質問がありましたが、ここから漏れる人はどうするのかということも含めて、今回の事業構想になるということで、こちらについては中小企業基本法という小規模企業ですとかそういうような概念というか、そういった対象も今回含んだということでございますので、基本的には考える商工業者を含めて、漏れはないような形で我々も考えたところであります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。多分それは正確につくるというのはなかなか難しい

と思います。ただ私が言っているのは、そういうことが正確に押さえられることによって政策形成ができるようになるのです。そのこのところの考え方で、そこから漏れた分は自分で申請すればそれは受け付けて、商工会に入っている人とかそういう人は大丈夫なのです。ただそれ以外の部分で事業をやっている大変な人たち、そこをどう拾うかというその辺が、制度としては町村だから人もいなくてなかなかやるのは難しいと思うのです。ただ考え方としては、そういう気持ちで仕事をしないと全部救えないのです。だから基本がどうなっているのかということをおういうことを押さえた上で政策はつくっていくわけですから。そのこのところだけは、きちりと考え方として押さえてやってほしいのです。適当でよいという意味ではなくて、そこをきちんとなるべくやると、こういうものを機会にやるということが必要だということをおうているのですから、そこはよく分かってください。農業協同組合や漁業協同組合があるところは別です。ちゃんと組織がありますからそうなると思うのです。

それともう一つ、総体でやっているところが少なかったらお金は全部来るといことですか。簡単に言えば全国的に。すごく裏負担でやっているところが増えたら、かなり割れるということも考えられると思わなければならないと。国はそこに対して、きちんとした3次補正予算の中で財源留保している分で10兆円ほど国ではありますよね。今の情報では、そういうものを使って3次補正予算なら3次補正予算の中でそういうことをきちんとしていくとか、そんな考えは国では全く見えないのでしょうか。

地方自治体としては、今の状況でまだまだこれだけの要求があるのであれば、国にきちんとして要求をしていかなければいけないのではないかと私は思うのです。今回これだけお金を出しているわけですから、当然それをどう使うのかということはあるのですが、ここまでやったものを裏負担なしできちんとしてもらうというようなことを、国に言っておいた方がよいと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 先ほど前田議員から全体の定額給付も含めて21億8,000万円ほどが入って来ていると、一つはそういう状況があると。その中で実際に自治体として今回事業として4月からこう出して来ているのは約4億8,000万円のお金で事業を出していると。けども、今言ったように裏負担の部分も、町の一般財源で6,100万円と、入れているわけなのですが、そういう中で財政的なことから行けば、やはり大淵議員からご指摘があったように、なかなかコロナの収束が見えない中で、実際の支援をしなければならない部分、先ほど前田議員からもあったように一般家庭に対する支援の在り方も含めて、まだまだ必要だという認識は私たちが持っております。ですから、ご指摘があったところの落としのないようにしていくためにも、やはり国だって持っているお金は決まったお金といつか底なしではありませんので、これは何でもかんでもというふうなことは出ないだろうとは思いますが、やはり地方自治体における今回のこの窮状を含めて訴えていくことは、町長を先頭にしながら各関係機関を通し、進めていかなければならないことではないかなと、今後もこの交付金事業ばかりではなくて本町の町民の生活を守るという観点からも進めてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時35分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ほかに質疑のある方は、どうぞ。

2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。同僚議員からたくさんありましたので、端的にかいつまんで質問させていただきたいと思っています。まず1点目に、今回の事業がこの4月に、うちは通年議会なので本会議として迅速に進められたのですが、まず定例会9月会議で今回の国の2次補正に向けた事業を提案していくという自治体もあるかと聞いています。そういった中で我が町がましてや今財政からの説明もありましたけれども、財調からいわゆる立替までしてこういったような取組を7月にあったといった部分については、何かお考えがあるのではないかなと考えています。そして今回同僚議員からあったのでそこは理解しました。7月とあと9月に1億円あまり、まだ国からの枠を残しつつといった部分を、いろいろと恐らく考えがあってのことだろうと拝察しますが、そういった今回の事業上程に当たっての基本的な考え方として、どのようにして考えてきたのかについてまず1点お聞きします。そして、今回産業厚生常任委員会で委員各位からの様々なご意見を頂戴しながらまとめてきた立場として、委員会意見を見ながら今回の事業を見させていただきました。委員会からあったコロナの失業者等の対策の事業、要はいわゆる雇用者を守るということ。そして事業者の感染予防対策を取っていくべきということ。そして第1次産品が町内活用できる仕組みをつくるということ。そして相談窓口を設けるといったようなことが、委員各位から意見として出されていましたが、それに対しての事業がこういった形で組み上がってきたのかとこれらの事業を拝見していました。私たちが議会として、政策議論する立場として、それを受ける提案する側としての行政がこういったような形で予算化していくこの仕組みづくりについて、意見をまとめた立場として感慨深いものがありました。その中であって、この事業をぜひ成功に終わってほしいという立場から1点気になるのは、6月補正予算で上がった小規模事業者等経営支援事業の成果なのです。今回定例会7月会議において、中小企業等経営持続化対策事業ということで、固定費としての議論を今たくさん重ねられました。そこは割愛します。こちらに対しては、小規模事業者等経営支援事業に基づく給付金等を受けた方が給付対象として挙げられていますが、6月補正予算の資料を見ると予算額が3,200万円ほどありまして、今回のおそらく支給対象になるだろうという事業者数が約430件想定されていたにも関わらず、残念ながらあくまで7月15日現在であります。10万円給付が9件、そして5万円給付がまだ17件です。10万円給付は本来173件申請があるであろうという見込みがたった9件。そして258件あるであろうと考えていた5万円給付の事業が17件の申請にとどまっています。私どもの議会の常任委員会の中で、困窮した事業者確実に届く支援の在り方を調査実行していくべきという意見をさせていただきました。そういった中において、おそらくこの事業で本当はこれをもたらえとうれしいという事業者はたくさんいると思うのです。そういった部分において、今回もさらに上乘せということになってい

くこの事業を成功させるためには、それを周知させていく、そういった部分が必要になってくるのではないかと考えます。まず、今回の6月の小規模事業者等経営支援事業はなかなか行き届かなかった部分について、どのような要因分析を行っているかどうかについて質問します。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 私からは1点目のそもそもこの臨時交付金の考え方についてのご質問であったかなと捉えております。その部分について私から答弁させていただきます。

議会全員協議会でも若干説明をさせていただいておりますが、このたび国の2次補正予算におかれては、2兆円配当を予算計上されているという中において、本町においては3億6,968万3,000円の配当になったというところがございます。こちらの事業の基本構想といたしますか、本来であれば9月30日までに国に実施計画を提出すればよろしいということになっていまして、普通に考えますと、定例会9月会議で議案として計上してもよいのかなと、考え方も1つあるかと思いますが、少なくとも本町としまして、やはり事業者ですとか、町民に対して早く事業を打つことによって、また学校のタブレット等もそうですけれども、早く納品していただけるような仕組みとかも考えたとき、それから避難所のトイレの改修もそうですけれどもこれから夏場を迎えてやはり早く整理をしたいという考えの中で、7月に全員協議会を開催していただきまして、今回提案させていただき迅速に対応していきたいという考えの下に、定例会7月会議の中で議案として上げさせていただいたという状況になっているものがございます。

○議長（松田謙吾君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） 小規模事業者等の給付金についてでございますが、今回提出させていただいた資料の中では、計25件ということになっているかと思いますが、本今朝確認したところ、直近の数字ということであれば49件の支給実績が本日段階の数字でございます。とはいえ、なかなか出足が必ずしも早くないのかなというところであれば、要因分析といたしますか周知としては中小企業の20万円、10万円の給付金のときも一緒だったのですが、広報に載せたり、町のサイト、商工会のサイトに載せるのはもちろん、商工会のほうで会員、非会員に関わらず想定される方々に対して、郵送やファックスなどそういったことで周知をさせていただいているほか、個別に想定される方々に電話連絡をさせていただいているというような細やかな対応をさせていただいているところです。ただ商工会と打合せをしている中では、もう少し出足が早いとみんなに着実に届くようにというような、そういった問題意識というところも当然ながらあるので、いろいろな事業者へ個別にお話を商工会からさせていただいている中で、自分が対象になるとは思っていなかったという方が結構いらっしゃるというところがあるので、細かく個別に引き続き対応していただきながら、商工会からもう一度文書といたしますか、郵送なりファックスなりで周知をしていただくようなことも、近日中に商工会で予定していただいていると聞いておりますので、そういった対応をしながら必要な方に着実に届くように、町としても商工会と連携をしていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 広地です。まず、7月は事業者等にも困窮した方たちになるべく早くといった主旨であるということは理解しました。加えて、私たちの町はウポポイの開設を7月

に迎えました。本来であれば、盛大に全世界から来てもらわなければいけない事業にも関わらず、コロナ禍の中で様々な困難も辛辣の船出となっているところでもあります。そういった中において、この定例会7月会議でなるべく早くというこの取組はほかの町とはまた一色違う価値はあると思うのです。こういった姿勢が今まで同僚議員からもたくさんの質疑を交わされました。

その中で私もずっと拝聴していましたけれども、みんなこの事業が成功してほしいのです。

困っている人に届けてあげたい、十分ではないかもしれない、町ではできることに限界があるかもしれない、でも困っている人に手を差し伸べたいと思っているのです。ウポポイで今控えている町だからこそ、私はこの7月というところで非常に意味があるのではないかなと思いつながら、今回の事業を見つめていました。それで今担当参事からいただいた中小企業の経営持続化対策に前提となる小規模事業者等経営支援事業の実態について、若干ですが延びているという部分はよいことだと思っておりますが、私も議員として様々な方に私からお声掛けをさせていただいたときに一番多いのは、もうやったという話なのです。勘違いしているのです。だいたいですけど、あの商工会のですねと言われることが一番多いです。あとは、持続化給付金と写真をとるのですねと、たぶん北海道のことだと思うのです。ほとんどの方がせっかくこの事業を組み上げるために各課から相当数の要望が上がって来て、整理するのが大変だったという話は私も職員から伺っています。そういった中で選りすぐられたこの事業が、何としてでも困った事業者に確実に届いてほしいとそういった部分において、これまでの取組に沿った形での取組は十分にされているということは理解しました。ただ現実としてやはり差別化が必要ではないかと考えています。もう一度取組をしていくということなので、それについては結構だと思えます。ただしこの事業の施行率を上げていくという取組は、今後とも必要になってくると思えますし、重ねての今回の中小企業等経営持続化事業がありますので、さらに実効性も上げていくという、関連がありますのでしっかりと取組む必要があると思えます。これで終わりにしますけれども、町内の経済循環についてなのです。今回様々同僚議員からも、20億円を超えるお金がこの町には落ちていると。その中において町内消費がどれだけ済んだのだろうと思いつながら同僚議員との質疑を伺っていました。今プレミアム商品券の事業も6月補正予算で組まれたものは、ほとんど払拭したと伺っています。高プレミアム率だといった部分が人気を呼んで、おそらくすぐになくなってしまったのではないかと拝察します。ですから、そういった部分がこれは確実に町内でしか使えない券ですので、そういったような被害の実態に見合った町内の経済善化を促す取組は、今後も欠かせないと考えます。それに対しての考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 白杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（白杵 誠君） 小規模事業者の給付金について、ほかのいろいろな支援策があるので勘違いをされている方も多いいった点について、御指摘を十分承知いたしましたので、そういったことがないように例えば先日から庁舎に各種の支援策の一覧表などを出張所とかも含めて情報提供はさせていただいているものの、それでも難しかったり分からなかったり混乱したりするところがどうしてもあると思うので、そういったところについてはしっかり

と商工会と連携しながら、個別に対応していけるように努めてまいりたいと思っております。

当然ながら執行率を上げていくということが、事業効果という意味でも非常に大切だと思うので、そのこのところの課題はしっかり考えてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 町内の経済循環の関係でございますけれども、この後9月に補正予算を予定しております。その中で経済の部分だとか先ほどのいろいろ議員の皆様から出ている部分を含めた中で対策を組立てて、9月会議ですので8月の末ぐらいに、こういったような対策事業ということをお示しできればと思っております。しっかり町民の方だとか事業者にとって有効な事業となるような組立をしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかに、ございませんか。

1番、久保一美議員。

○1番（久保一美君） 1番、久保です。ナンバー22、新しい生活様式実践普及事業について、1点だけお伺いします。米印で令和2年4月1日以降に購入した経費を対象とするとなっておりますが、飲食店などは休業要請の前から対応しているところが多いと認識しているので、なぜ4月1日なのか伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） 4月1日まで遡ってということについては、通常補助制度というのは交付決定があってから着手するといったところが多いのが一般的なところかと思えます。今回の地方創生臨時交付金については、年度内4月1日までであれば、遡って適用できますというような制度になっていることから、年度のはじめから対象としたいと思っております。ただ、実際の運用の話になってくると、領収書とかそういったところが残っているかどうかというところがあるので、きちんと経費が確認できるのであれば4月1日からということで、できるだけ多くの方に支援させていただけるように努めてまいりたいというのが、ここの4月1日までの遡りというところの意図でございます。

○議長（松田謙吾君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時54分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

◎議案第2号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第2号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議2-1、議案第2号でございます。白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年7月31日提出。白老町長。

改正規定は、朗読を省略いたします。

議2-3をお聞きください。議案説明でございます。新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するため人事院規則に防疫等作業手当の特例が設けられたことに鑑み、新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するための緊急的な作業に従事した職員について防疫等作業手当の特例措置を講ずるとともに、伝染病処理手当の名称を防疫等作業手当に改めるため、本条例の一部を改正するものである。前のページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

（防疫等作業手当支給の特例）

新旧対照表でございます。この附則の1項と2項の後に防疫等作業手当支給の特例という形で附則に追加するものでございますけれども、こちらについては先ほど議案説明でお話しました、そういった作業に対して支給するというのが1点と、第4項につきましては、こちらの作業に従事した場合の金額、1日につき3,000円です。ただし感染症の患者の体に接触して行う作業と、長時間にわたり接して行う作業に従事した場合につきましては、1日につき4,000円ということで2つの手当の金額がございます。それと別表の改正でございますけれども、こちらについては、名称が伝染病処理手当を防疫等作業手当ということに変更するものでございます。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町職員の特殊勤務手当支給条例新旧対照表

改正前		改正後																	
<p>附 則</p>		<p>附 則</p> <p><u>(防疫等作業手当支給の特例)</u></p> <p><u>3 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染</u> <u>症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）</u> <u>第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって町長が別に定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円とする。</u></p>																	
<p>別表（第2条関係） 抜粋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特殊勤務手当の種類</th> <th>支給範囲</th> <th>手当の額</th> <th>支給方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝染病処理手当</td> <td>伝染病患者の防疫、収容作業に従事した職員</td> <td>1回 500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		特殊勤務手当の種類	支給範囲	手当の額	支給方法等	伝染病処理手当	伝染病患者の防疫、収容作業に従事した職員	1回 500円		<p>別表（第2条関係） 抜粋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特殊勤務手当の種類</th> <th>支給範囲</th> <th>手当の額</th> <th>支給方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防疫等作業手当</td> <td>感染症患者の防疫、収容作業に従事した職員</td> <td>1回 500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		特殊勤務手当の種類	支給範囲	手当の額	支給方法等	防疫等作業手当	感染症患者の防疫、収容作業に従事した職員	1回 500円	
特殊勤務手当の種類	支給範囲	手当の額	支給方法等																
伝染病処理手当	伝染病患者の防疫、収容作業に従事した職員	1回 500円																	
特殊勤務手当の種類	支給範囲	手当の額	支給方法等																
防疫等作業手当	感染症患者の防疫、収容作業に従事した職員	1回 500円																	

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） これは支給条例の一部改正ということで今説明を受けましたけれども、具体的にどのような職員がどのような立場になって、どのような作業をしたときにこの対象になるのか。今の説明だけでは分からないものですから、例えば看護師なのか職員なのか消防職員なのか、その辺をもう少し具体的に分かりやすく説明していただければと思います。

それと3,000円の方と長時間にわたって4,000円とは、長時間というのはどのような形になるのかそれもよく分からないのと、第2項の感染症患者の防疫、収容作業に従事した職員1回に500円と書いてありますけれども、この辺もよく分からないのですけれども、分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 説明が十分でなくて申し訳ございませんでした。まず、今回の手当が支給される作業についてなのですが、こちら人事院で定められているというような内容を例に挙げて、具体例を作成しております。まず作業については、患者等に接して行う診療及び看護、あと患者等に関わる検体採取及び検査、患者等の移送。あと宿泊施設における連絡調整等とされております。患者等の移送については、主に消防隊員が該当するということになりまして、患者等の検体検査と、今の状況を聞きますと検体検査は町立病院では以前はやっていたのですが、今の段階では最近はやっていないということもあります。そういった実際の検体検査を行ってなおかつその方が陽性だといった場合に、この手当を支給するという事で考えてございます。あと、そのほか看護師等々、消防ということがありましたけれども、そのほかに具体例が今ありませんが、例えば町内の施設などでクラスターが発生して、その連絡調整員として一般職の人が、通常は保健所の職員が今の段階では対応しているかと思うのですが、そういった形で行った場合については、その作業に従事した方にもこの手当を支給ということになります。それと2点目の長時間というところですが、具体的には何時間というのはありませんが、基本的に感染患者や濃厚接触者に直接接した場合には4,000円という手当の額になりますので、長時間ということになりますと接触しなくても施設では連絡調整員として活動した人が、たぶん半日とか当然かかると思いますので、そういった方は4,000円に該当するというような形で押さえております。それと500円なのですが、名称が変わっていますけれども今までの伝染病のは500円、今度は防疫作業手当というのは3,000円と4,000円がございまして、500円の部分と従来の部分でコロナ関係については3,000円と4,000円ということで、今回附則ということで特例措置としてそういう形で行っているというような形になります。

○議長（松田謙吾君） 笠原消防長。

○消防長（笠原勝司君） 消防署の救急隊の支給の関係に関して詳しく説明したいと思います。基本的に新型コロナウイルス感染症の陽性患者を搬送した場合、救急隊員一般的に3人で出ているのですけれども、その職員に関しては1日4,000円の支給になります。そして消防隊の場合、感染防止着を着て消防署に戻って来て閉局した際に、除染作業というのをほかに2名加えた5人で、感染防止着を脱いだり資機材の除染作業をします。その除染作業の職員に関しては間接

的に接触したという取扱いで、金額が3,000円の支給になります。直接陽性患者と接触して処置をして移送した職員は4,000円、それらの除染作業を閉局した職員は3,000円の支給になるという組立てでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかに、ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第2号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第3号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題に供します。
提案の説明を求めます。
高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議3-1をお開きください。議案第3号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のように変更する。

令和2年7月31日提出。白老町長。

改正規定は朗読を省略いたします。

次のページです。議案説明をお開きください。令和元年7月31日付で札幌広域圏組合、令和2年3月31日付で山越郡衛生処理組合が解散し当組合を脱退したこと及び令和2年9月30日付で奈井江、浦臼町学校給食組合が解散し当組合を脱退することに伴い、本規約別表第1及び別表第2を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

前のページに戻りまして、附則であります。

附則。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

新旧対照表については省略いたします。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

北海道市町村総合事務組合同規約新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体		別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局 （12）	（略）、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合（略）	石狩振興局 （11）	（略）、石狩教育研修センター組合、北海道後期高齢者医療広域連合（略）
渡島総合振興局 （16）	（略）、長万部町、 <u>山越郡衛生処理組合</u> 、南渡島消防事務組合（略）	渡島総合振興局 （15）	（略）、長万部町、南渡島消防事務組合（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
空知振興局 （32）	（略）、長幌上水道企業団、 <u>奈井江、浦臼町学校給食組合</u> 、南空知公衆衛生組合（略）	空知振興局 （31）	（略）、長幌上水道企業団、南空知公衆衛生組合（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1～7（略）	（略）	1～7（略）	（略）
8（略）	（略）	8（略）	（略）
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤に	（略）、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、 <u>山越郡衛生処理組合</u> 、南渡島消防事務組合（略）、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合（略）	9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤に	（略）、石狩教育研修センター組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、南渡島消防事務組合（略）、長幌上水道企業団、南空知公衆衛生組合（略）

よる災害に対する補償に関する事務		よる災害に対する補償に関する事務	
10 (略)	(略)	10 (略)	(略)

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案4号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議4-1をお開きください。議案第4号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のように変更する。

令和2年7月31日提出。白老町長。

改正規定は朗読を省略いたします。

次のページです。議案説明をお開きください。令和2年3月31日付で山越郡衛生処理組合が

解散し当組合を脱退したこと及び令和2年9月30日付で奈井江、浦臼町学校給食組合が解散し当組合を脱退することに伴い、本規約別表の一部を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

前のページに戻りまして附則であります。

附則。この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施工する。

よろしくご審議をお願いいたします。

北海道市町村職員退職手当組規約新旧対照表

改正前		改正後	
別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域 連合 (1) 市町村 (略) (2) 一部事務組合及び広域連合		別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域 連合 (1) 市町村 (略) (2) 一部事務組合及び広域連合	
区 分	一部事務組合及び広域連合	区 分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内	(略)	石狩管内	(略)
渡島管内	山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合	渡島管内	南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合
檜山管内	(略)	檜山管内	(略)
後志管内	(略)	後志管内	(略)
空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広	空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広

	域水道企業団、南空知葬斎組合、 空知中部広域連合		斎組合、空知中部広域連合
上川管内～ 根室管内	(略)	上川管内～ 根室管内	(略)

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議5-1をお開きください。議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和2年7月31日提出。白老町長。

改正規定は朗読を省略いたします。

次のページです。議案説明をお開きください。令和元年7月31日付で札幌広域圏組合、令和2年3月31日付で山越郡衛生処理組合が解散し当組合を脱退したこと及び令和2年9月30日付で奈井江、浦臼町学校給食組合が解散し当組合を脱退することに伴い、本規約別表第1を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求め

るものである。

前のページにお戻りください。附則であります。

附則。この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

よろしくご審議をお願いいたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約新旧対照表

改正前	改正後
別表第1 (略) 北海道市町村職員退職手当組合 <u>山越郡衛生処理組合</u> 北部桧山衛生センター組合 (略) 北海道市町村総合事務組合 <u>奈井江、浦臼町学校給食組合</u> 十勝中部広域水道企業団 (略) 釧路白糠工業用水道企業団 <u>札幌広域圏組合</u> 南空知葬斎組合 (略)	別表第1 (略) 北海道市町村職員退職手当組合 <u>削る。</u> 北部桧山衛生センター組合 (略) 北海道市町村総合事務組合 <u>削る。</u> 十勝中部広域水道企業団 (略) 釧路白糠工業用水道企業団 <u>削る。</u> 南空知葬斎組合 (略)

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)

○議長（松田謙吾君） 日程第9、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報1-1をお開きください。報告第1号、専決処分の報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年7月31日提出。白老町長。

記については、朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。報1-2。専決処分書でございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和2年7月13日専決。白老町長。

記。1、損害賠償の額、金8,896円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページです。説明であります。事故の発生状況でございます。

1、日時、令和2年5月1日（金曜日）午後3時20分頃。

2、場所、白老町日の出町3丁目1番1号地先、町道日の出通り。

3、当事者、甲、乙は記載のとおりでございます。

4、状況でございますけれども、令和2年5月1日（金曜日）午後3時20分頃、（甲）がいきいき4・6での業務を終え、役場へ帰庁するため町道日の出通りを走行していたところ、白老町立国民健康保険病院より突然（乙）車が進入してきたため、回避することができず、（甲）車右後方部と（乙）車左前方部が衝突したものでございます。

5、損害の程度、（乙）車フロントバンパー、フロントライトカバー損傷。

6、損害賠償額、本件は、（乙）車が前方確認等を怠り（甲）車走行車線に進入してきたため発生した事故であることから、（甲）は（乙）車の修理費用8万8,957円のうち過失割合1割分の8,896円を（乙）に対して支払うことで示談する。

なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものであります。

次のページに、事故の発生状況の図面を付けてありますのでご確認いただきたいと思います。

参考といたしまして、町の公用車（自車）の修理費用につきましては8万8,319円となりまして、こちらの1割分が修理費用となりますので8,832円分が町の実質的な修理額というふうにな

ります。

いずれにしましても、損害賠償の額につきましては全額保険により補てんされるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 今説明があったのは1割分ですか。町の持出と言ったけれども、これは予算で処置しないとイケないのではないですか。どのような出し方になっているのですか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 個人の場合も同様かと思うのですが、保険の場合一応示談書がございまして、それぞれ相手方への損害賠償額がございまして、そちらの損害賠償額を相殺する形で差額を払うという形になりますので、実質的に予算化した修繕費を予算するというような措置は取らないで、全額保険により補てんされるというような形になっております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 保険でやって相殺にならないと思います。町の予算は総計予算主義ですから。出るものを出す、入るものを入る形で処理しないと、相殺という財務会計上の処理はないと思いますけれども、財政課長、いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時54分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） この件につきましては、これまでも同様の案件がありますけれども、参考書等も確認した上で、これまでと同様の処置をするということで、特段これについての補正予算というのは、組まなくてよいことになっておりますので、その辺についてはご了承を願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 過去にあったとありますが、今日気づきましたけれども、予算は総計予算主義ですので納得していません。その辺きちんともう一度財務会計規則あるいは法令を見て整理されて、もしそれでよいならよいということの報告を、次の議会でしてほしいと思います。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） はい再度確認の上、ご報告させていただきます。

○議長（松田謙吾君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より、念のため申し述べておきます。明日、8月1日から、9月30日までの間は、休会となっておりますのでご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後　3時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 及 川 保

署 名 議 員 長谷川 かおり

署 名 議 員 氏 家 裕 治